

# 青森県障害福祉サービス実施計画 (第5期計画)の素案について(概要) 【第1期青森県障害児福祉計画を含む】

平成29年12月

青森県障害福祉課

# 本協議会で説明すること

- 1 障害福祉計画の概要
- 2 青森県の障害福祉の現状
- 3 第5期計画の成果目標と推進方策
- 4 計画を推進する上での活動指標
- 5 地域生活支援事業等

# 1 障害福祉計画の概要

## (1) 障害福祉行政における主な計画

### I 青森県障害者計画

障害者基本法第11条第2項  
【障害者のための施策に関する基本的な計画】



### II 青森県障害福祉サービス実施計画※

※ 法律では「障害福祉計画」と表していますが、青森県では「障害者計画」と混同しないよう「障害福祉サービス実施計画」としています。

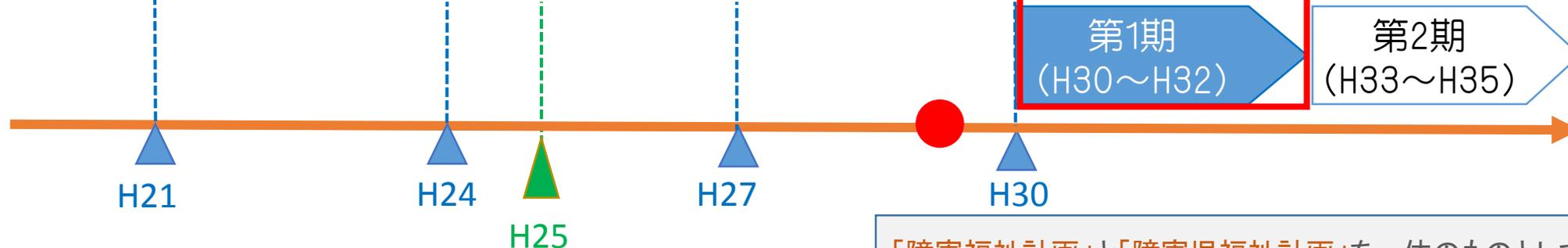
#### ○障害福祉計画

障害者総合支援法第89条第1項  
【国の基本指針に即し、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の確保に係る計画】



#### ○障害児福祉計画

児童福祉法第33条22第1項  
【国の基本指針に即し、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保に係る計画】



「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体のものとして作成

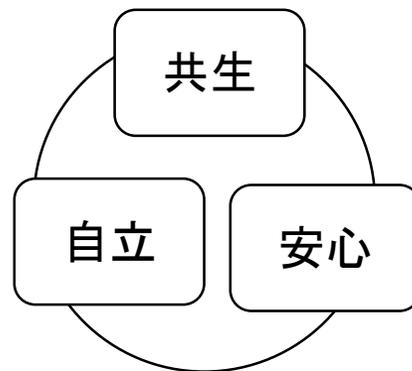
# 1 障害福祉計画の概要

## (2) 障害福祉計画と障害福祉サービス実施計画の関係

### 青森県障害者計画(H25-H34)(H25.3策定)

#### 基本理念

【だれもが、どこでも、自立し、安心して暮らせる共生社会をめざして】



1 障害・障害者への理解促進と共生

2 生活支援の充実

3 生活環境の充実

4 保険・医療の充実

5 教育の充実

6 雇用・就業の促進

7 情報バリアフリー化の推進

8 スポーツ・文化・芸術活動への参加促進

#### 青森県障害福祉サービス実施計画

(位置づけ)

障害者計画の「生活支援の充実」に掲げられている、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画

# 1 障害福祉計画の概要

## (3) 第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針(H29.3.31)の概要

### (1) 主なポイント

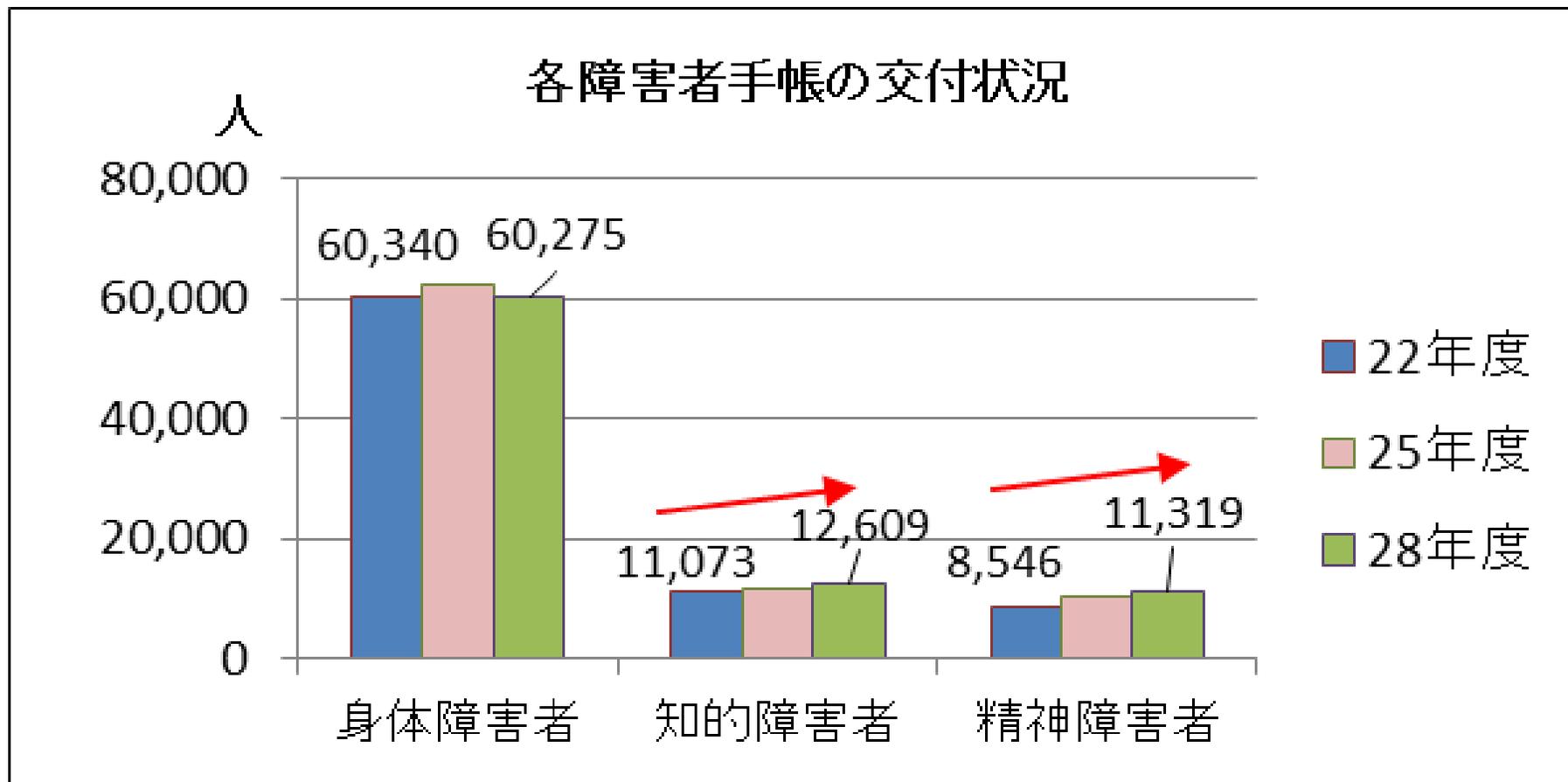
- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 就労定着に向けた支援
- 発達障害者支援の一層の充実

### (2) 成果目標に関する事項(計画期間が終了するH32年度末の目標)

①福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】	地域移行者数をH28年度末施設入所者の9%以上
	施設入所者数をH28年度末の2%以上削減
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】	保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
	精神病床の1年以上の長期入院患者数を国の定める数式により算出
	入院後3ヵ月時点の退院率を69%以上
	入院後6ヵ月時点の退院率を84%以上
入院後1年時点の退院率を90%以上	
③地域生活支援拠点等の整備【継続】	各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備
④福祉施設から一般就労への移行等【項目の拡充】	一般就労への移行者数をH28年度の1.5倍以上
	就労移行支援事業利用者数をH28年度の2割以上増加
	就労移行支援事業所の就労移行率3割以上の事業所が全体の5割以上
	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上
⑤障害児支援の提供体制の整備等【新規】	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置
	保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所以上確保
	医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置 ※H30年度末まで

## 2 青森県の障害福祉の現状

### (1) 障害者の数(障害者手帳交付数)

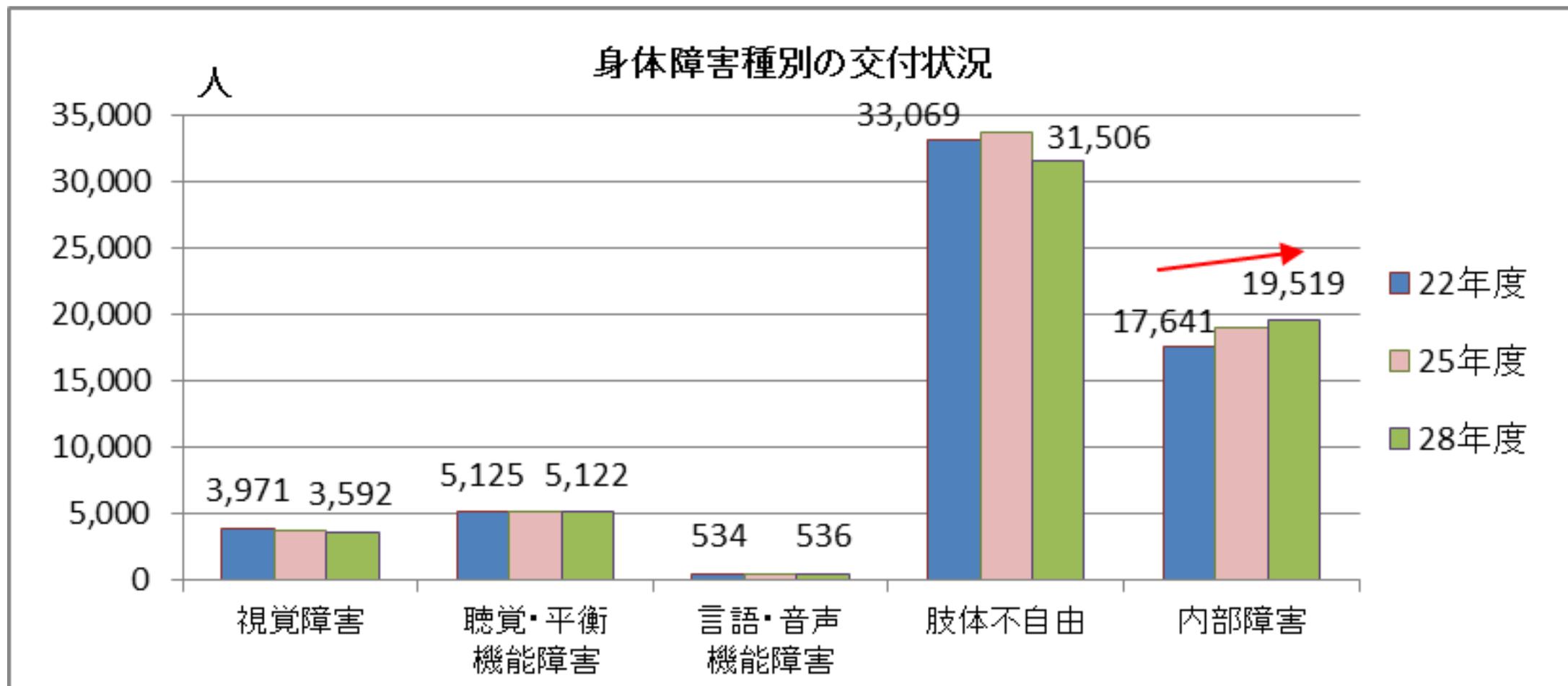


(県障害福祉課)

## 2 青森県の障害福祉の現状

### (1) 障害者の数(手帳交付数)

#### ① 身体障害者

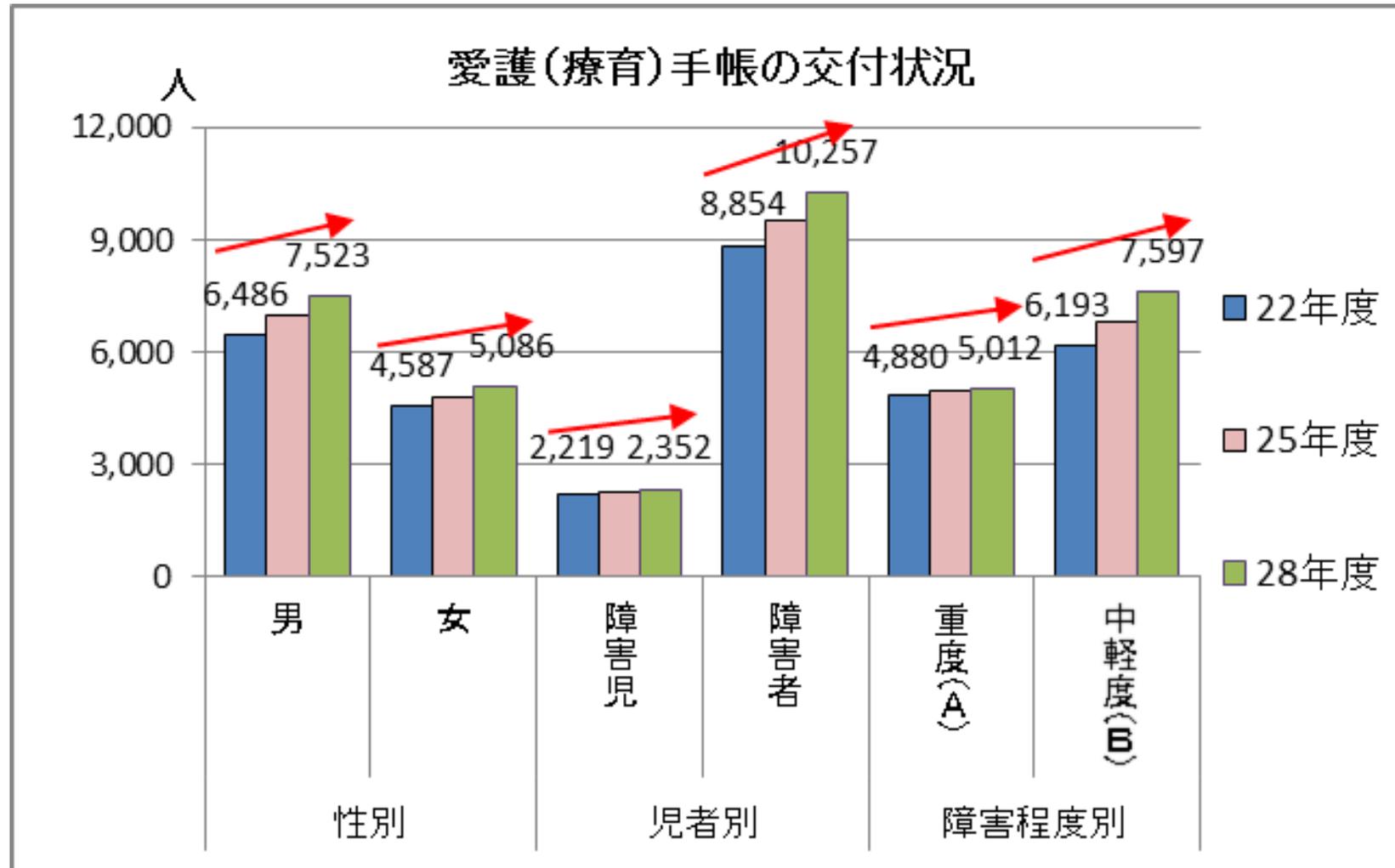


(県障害福祉課)

## 2 青森県の障害福祉の現状

### (1) 障害者の数(手帳交付数)

#### ② 知的障害者

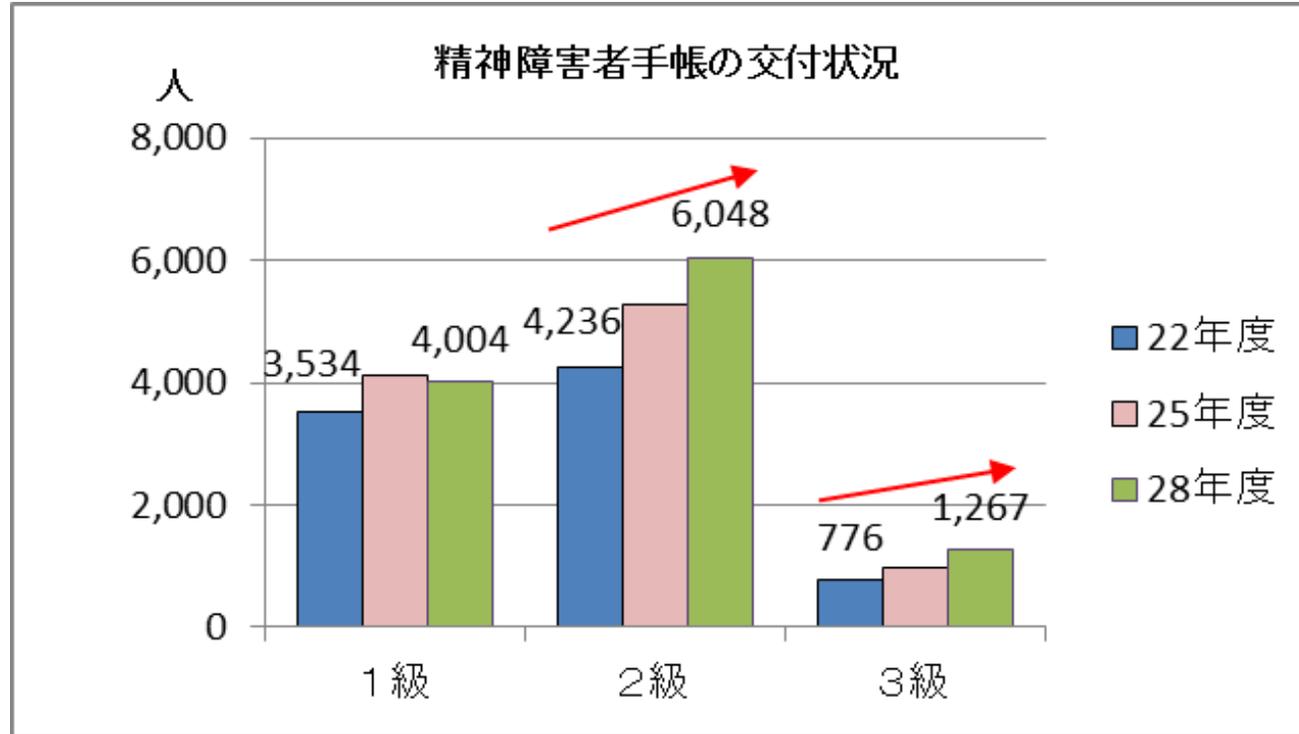


(県障害福祉課)

## 2 青森県の障害福祉の現状

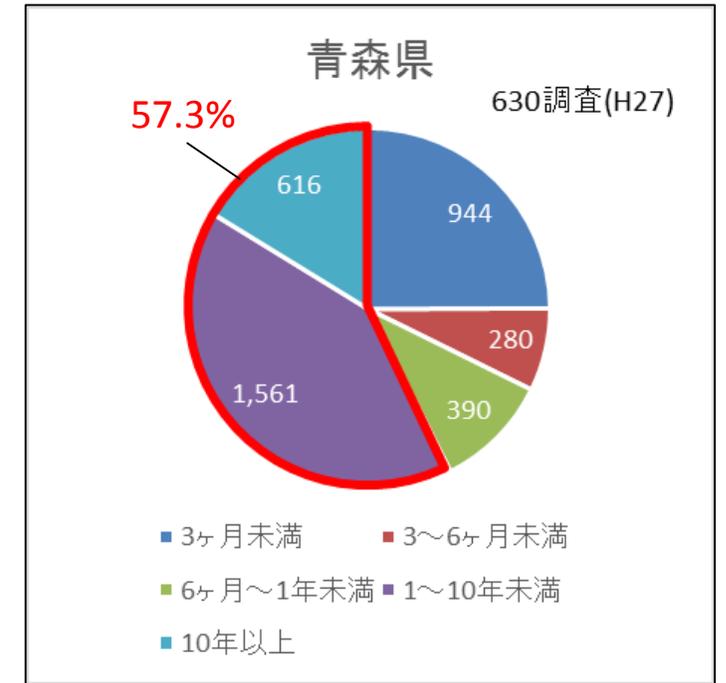
### (1) 障害者の数(手帳交付数)

#### ③ 精神障害者



(県障害福祉課)

#### 精神科病院の入院患者数



#### ④ 重症心身障害児(者)の状況

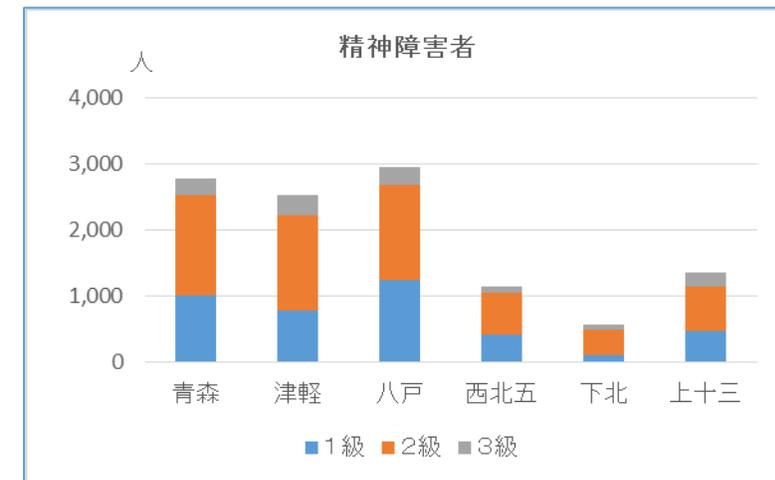
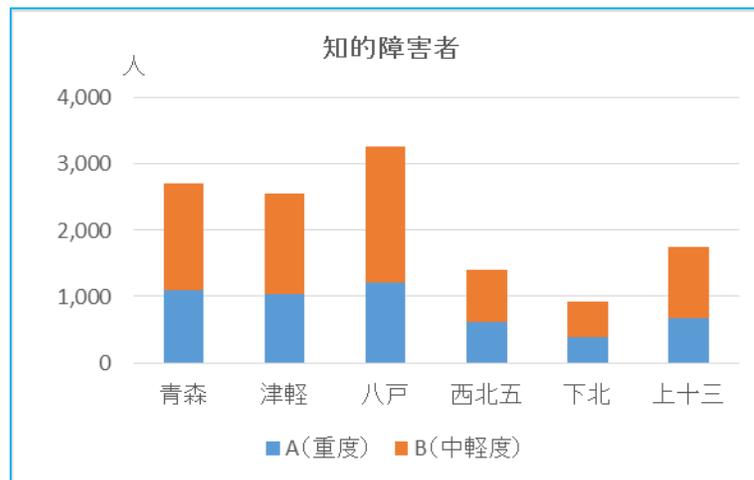
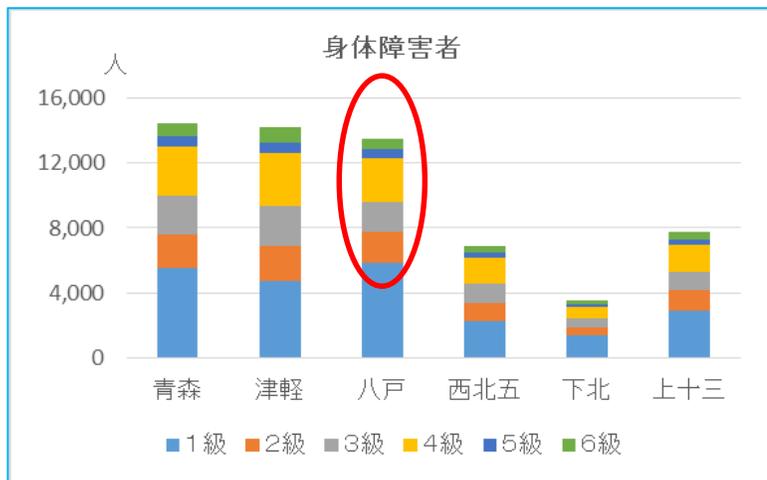
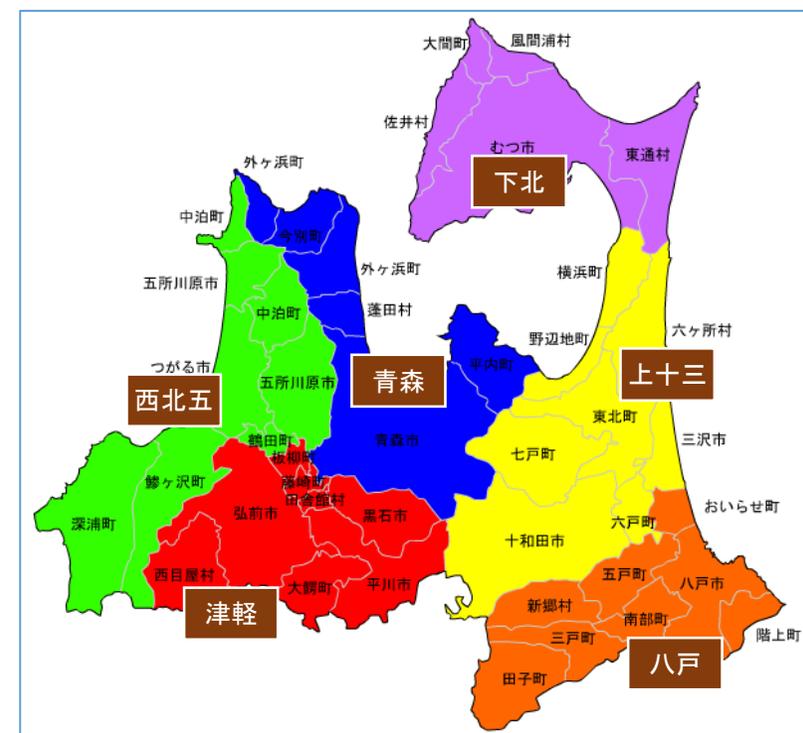
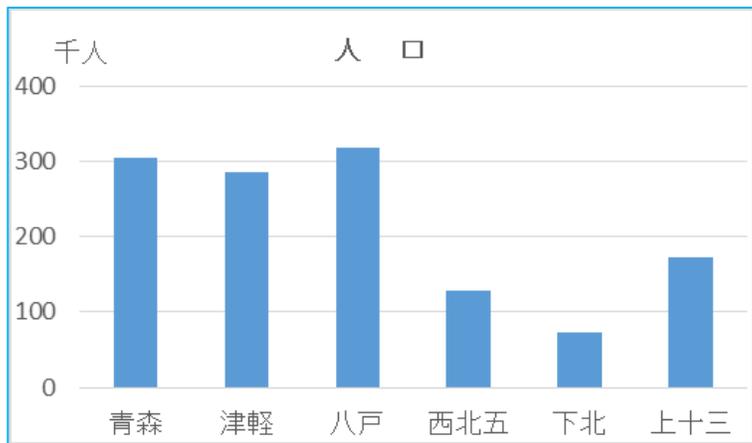
	重症心身障害児(者)数
18歳以上	373人
18歳未満	108人
合計	481人

(県障害福祉課)

## 2 青森県の障害福祉の現状

### (1) 障害者の数(手帳交付数)

#### ④ 圏域別



※人口は平成29年4月1日推計人口、手帳交付数は平成29年3月31日現在

(以上、県障害福祉課)

## 2 青森県の障害福祉の現状

### (2) 障害福祉サービスの実施状況

種類	サービス名	サービスの概要	系列
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護	訪問系
	重度訪問介護	(重度の肢体不自由者)自宅等で、入浴、排泄、食事、移動支援等の介護	訪問系
	行動援護	知的障害・精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人への行動時の危険回避のための支援、外出時の支援	訪問系
	同行援護	視覚障害により、移動が困難な人への外出時の同行、情報提供、その他の援助	訪問系
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数の包括的なサービス	訪問系
	短期入所(ショートステイ)	介護する人が病気などの場合、短期間(夜間を含む)の間、施設における入浴、排泄、食事の介護	日中活動系
	療養介護	(医療を必要とする人で常に介護が必要な場合)昼間に医療機関における機能訓練、療養上の管理、看護、介護	日中活動系
	生活介護	常に介護を必要とする人への昼間の入浴、排泄、食事の介護、そのほか創作的活動、生産活動の機会提供	日中活動系
	施設入所支援	施設入所者への夜間・休日の入浴、排泄、食事の介護	居住系
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した生活ができるよう、一定期間の身体機能又は生産能力を向上させるための訓練	日中活動系
	就労移行支援	一般企業への就労希望者に対し、一定期間の就労に係る知識・能力向上のための訓練	日中活動系
	就労継続支援(A型・B型)	企業での就労が困難な人に、働く場や生産活動の機会を提供、知識・能力向上のための訓練 A型＝雇成型 B型＝非雇成型	日中活動系
	就労定着支援【平成30年4月から】	就労に伴う生活面課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援	日中活動系
	自立生活援助【平成30年4月から】	施設入所支援を利用していた者等に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言	日中活動系
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日に、共同生活住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排泄、食事の介護	居住系

## 2 青森県の障害福祉の現状

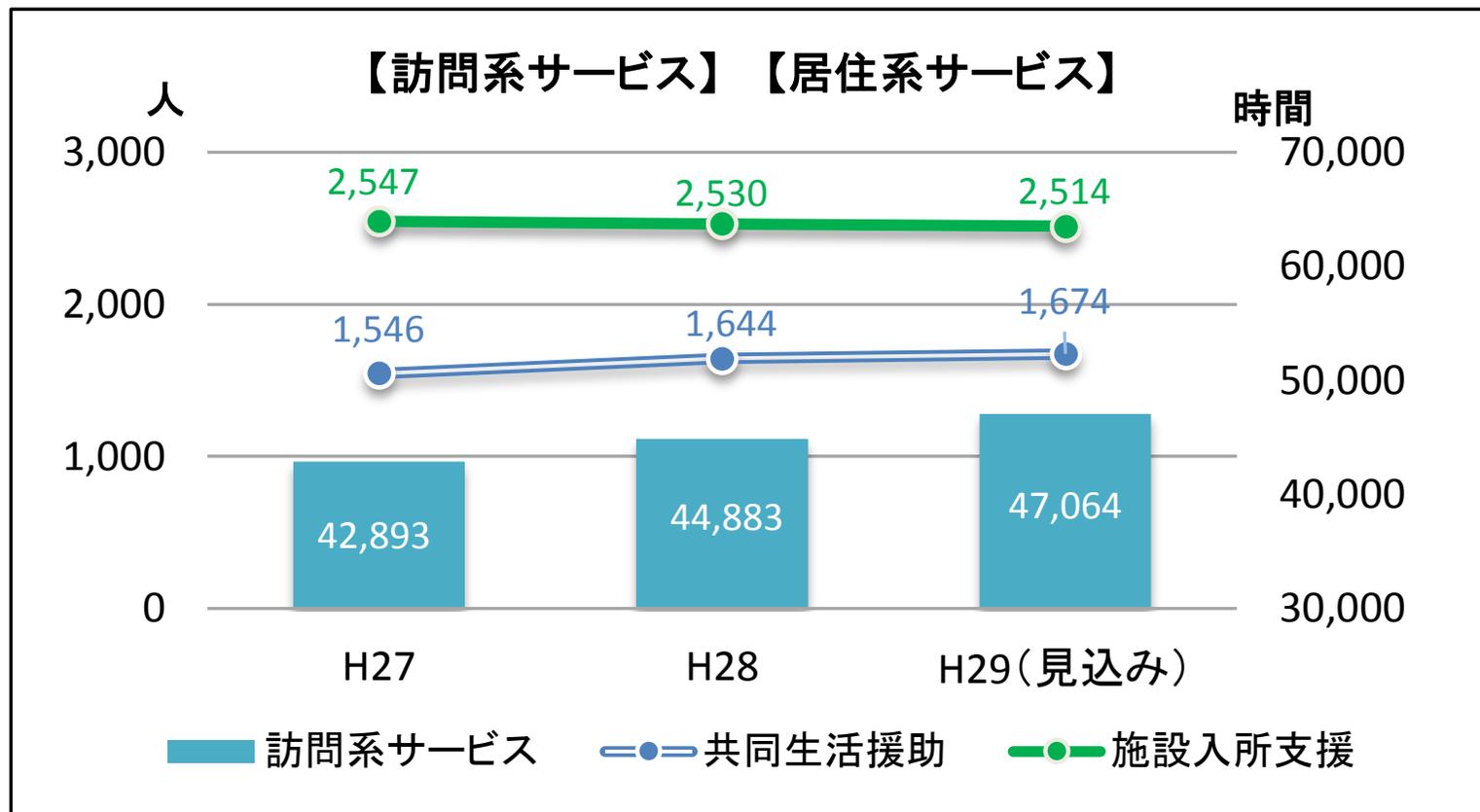
### (2) 障害福祉サービスの実施状況

種類	サービス名	サービスの概要	系列
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービス、地域相談支援利用者のサービス利用計画の作成及びモニタリング	相談支援
	地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院入院の人に住宅の確保など地域生活を移行するための相談	相談支援
	地域定着支援	地域生活に移行した人、単身で生活している人に連絡体制を確保し必要に応じて相談	相談支援
児童福祉法に基づく障害福祉サービス	児童発達支援	未就学児に対し日常生活における基本的な指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など	
	医療型児童発達支援	上肢、下肢、又は体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療	
	放課後等デイサービス	就学時に対し放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、創作活動など	
	居宅訪問型児童発達支援 【平成30年4月から】	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援	
	保育所等訪問支援	保育所などに通う障害児に対し施設訪問の集団生活の適応のための支援	
	医療型障害児入所支援	障害を持つ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排泄、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助	
	福祉型障害児入所支援	障害を持つ児童に対し食事、排泄、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助	
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児の障害児支援利用計画の作成・モニタリング	

## 2 青森県の障害福祉の現状

### (2) 障害福祉サービスの実施状況

#### ① 訪問系サービス・居住系サービスの推移



(県障害福祉課)

障害者手帳所持者の増加率  
年1.1%  
(H22~28平均)

共同生活援助  
年4.1%の増加率

訪問系サービス  
年4.7%の増加率

■ 障害者(手帳交付数)の増加の割合に比べて、  
訪問系サービス・共同生活援助が伸びている

■ 施設入所支援はほとんど変わっていない

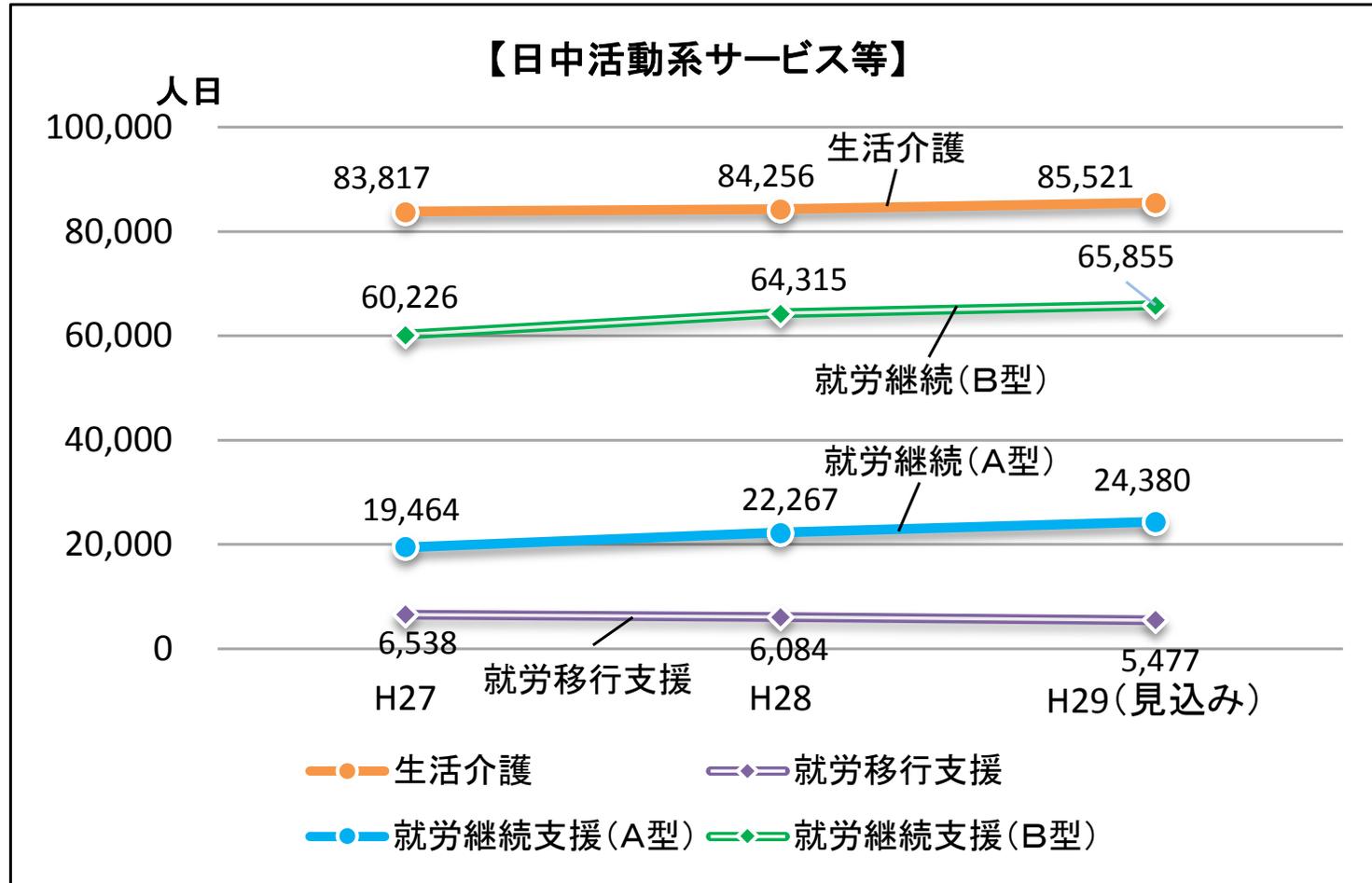
→ 施設入所者の地域生活への移行が進んでいない

※各市町村からの実績を積み上げた数値(H29年度は推計値)です。(以下同じ)

## 2 青森県の障害福祉の現状

### (2) 障害福祉サービスの実施状況

#### ② 日中活動系サービス等の推移



(県障害福祉課)

障害者手帳所持者の増加率  
年1.1%  
(H22~28平均)

生活介護  
年1.0%の増加率

就労継続支援(B型)  
年4.7%の増加率

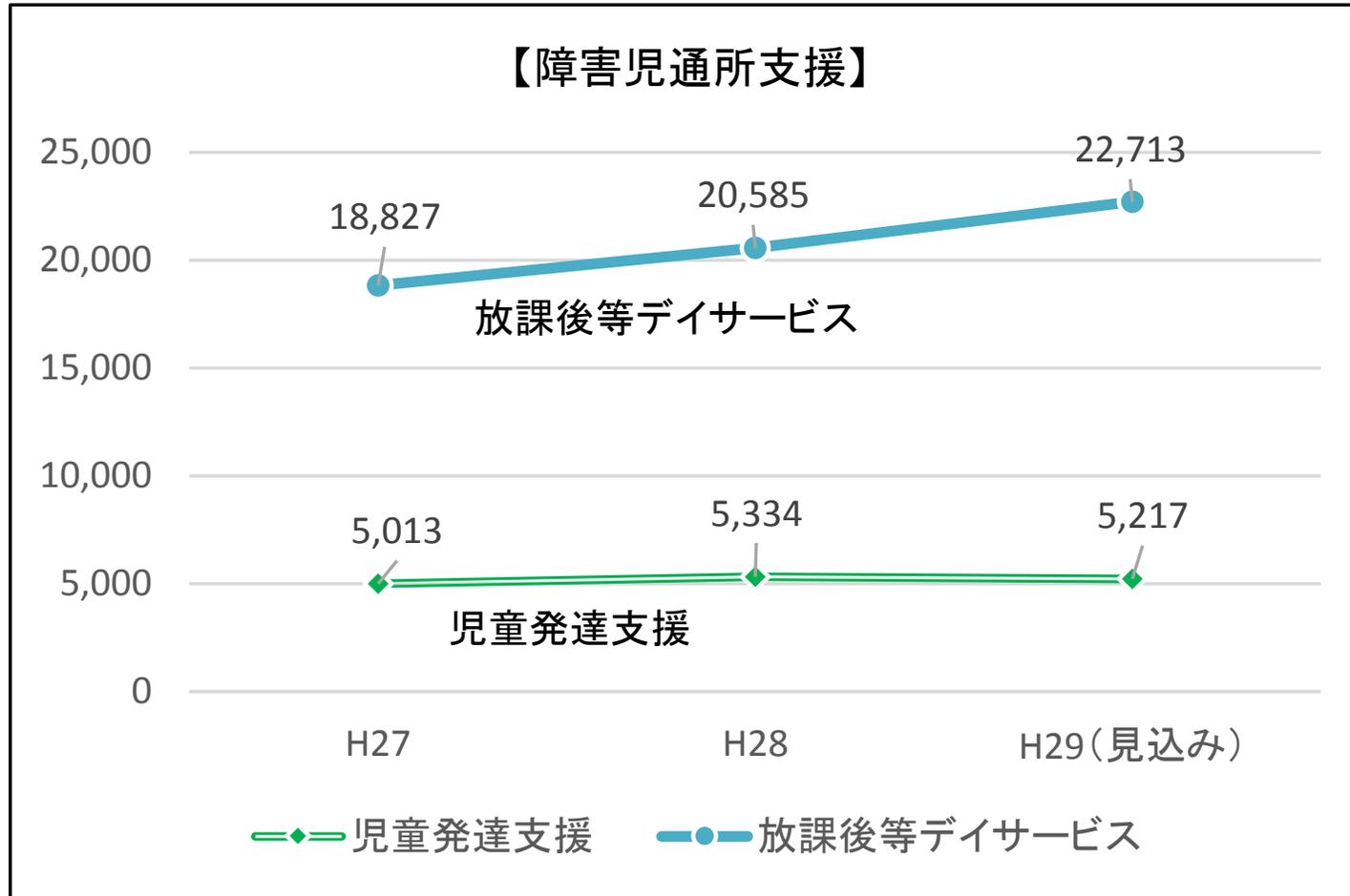
就労継続支援(A型)  
年12.6%の増加率

- 障害者(手帳交付数)の増加以上に、就労継続支援(A型・B型)が伸びている
- 就労移行支援は減少傾向

## 2 青森県の障害福祉の現状

### (2) 障害福祉サービスの実施状況

#### ③ 障害児通所支援の推移



(県障害福祉課)

障害者手帳所持者の増加率  
年1.1%  
(H22~28平均)

放課後等デイサービス  
年10.3%の増加率

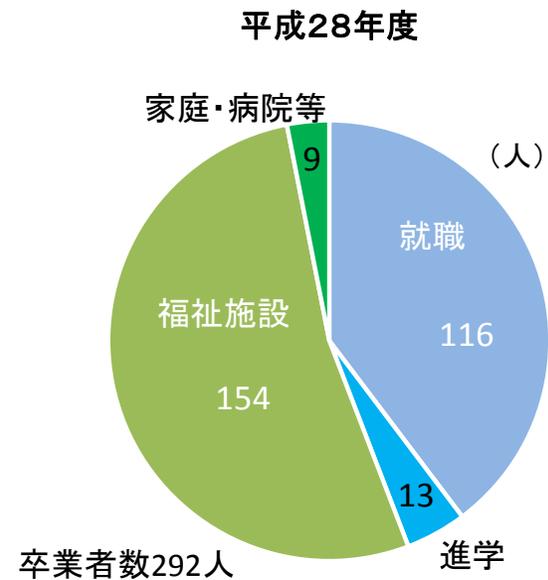
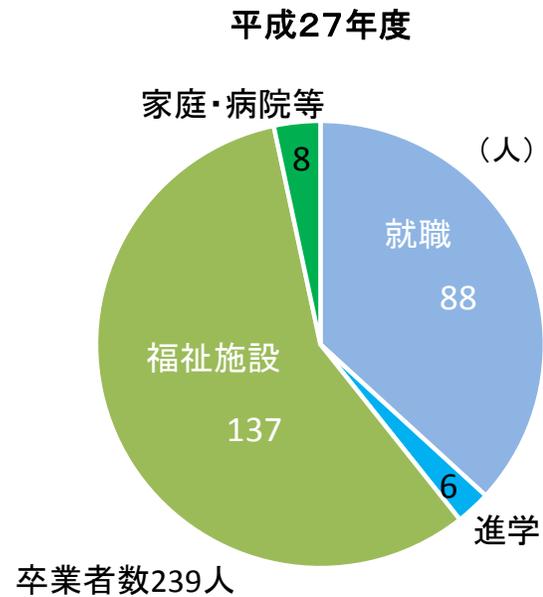
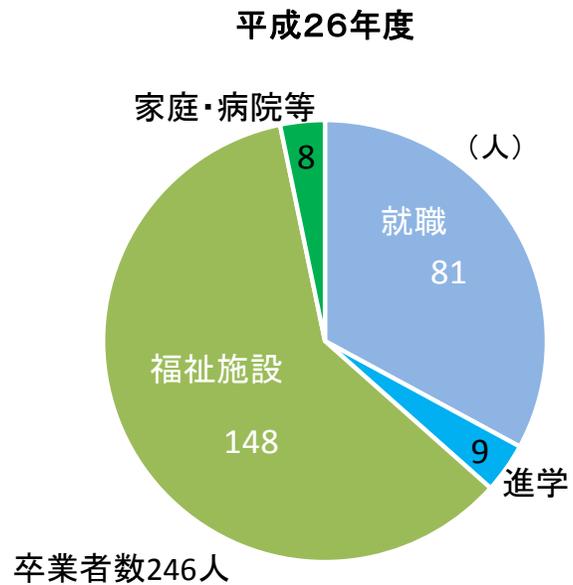
児童発達支援  
年2.0%の増加率

■ 障害者(手帳交付数)の増加以上に、  
児童発達支援及び放課後等デイサービス  
は増加傾向

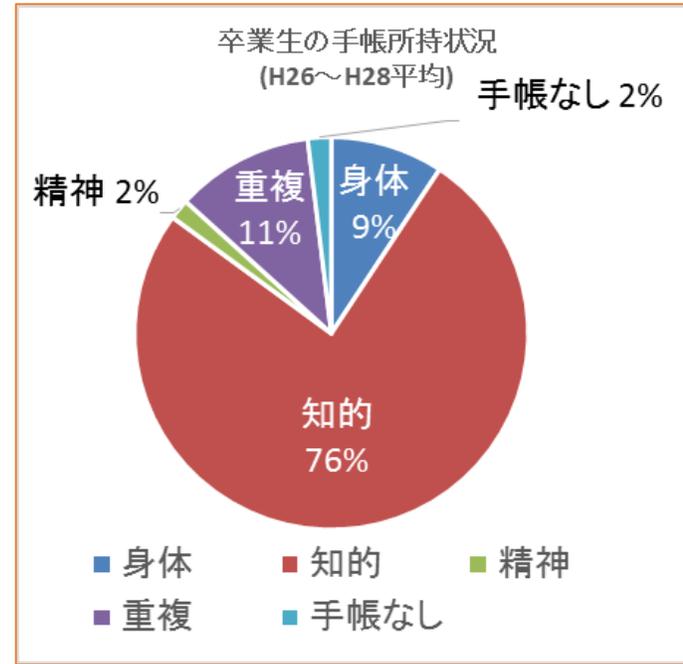
## 2 青森県の障害福祉の現状

### (3) 就労に関する状況

#### ① 特別支援学校高等部生徒の進路



(県教育庁)

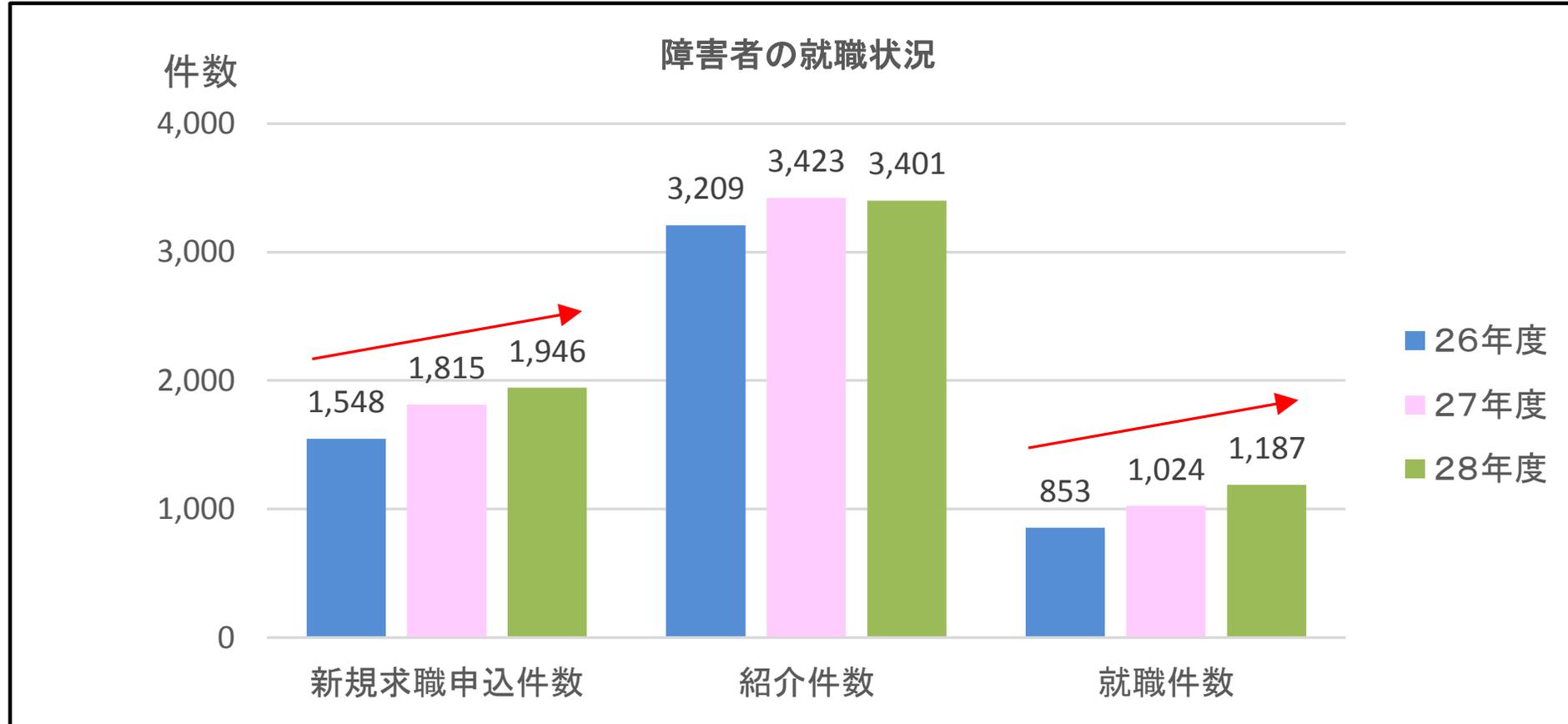


- 卒業生の1/3は就職(A型含む)しており、増加傾向
- 卒業生の2/3は福祉施設

## 2 青森県の障害福祉の現状

### (3) 就労に関する状況

#### ② 障害者の就職状況



(青森労働局より)

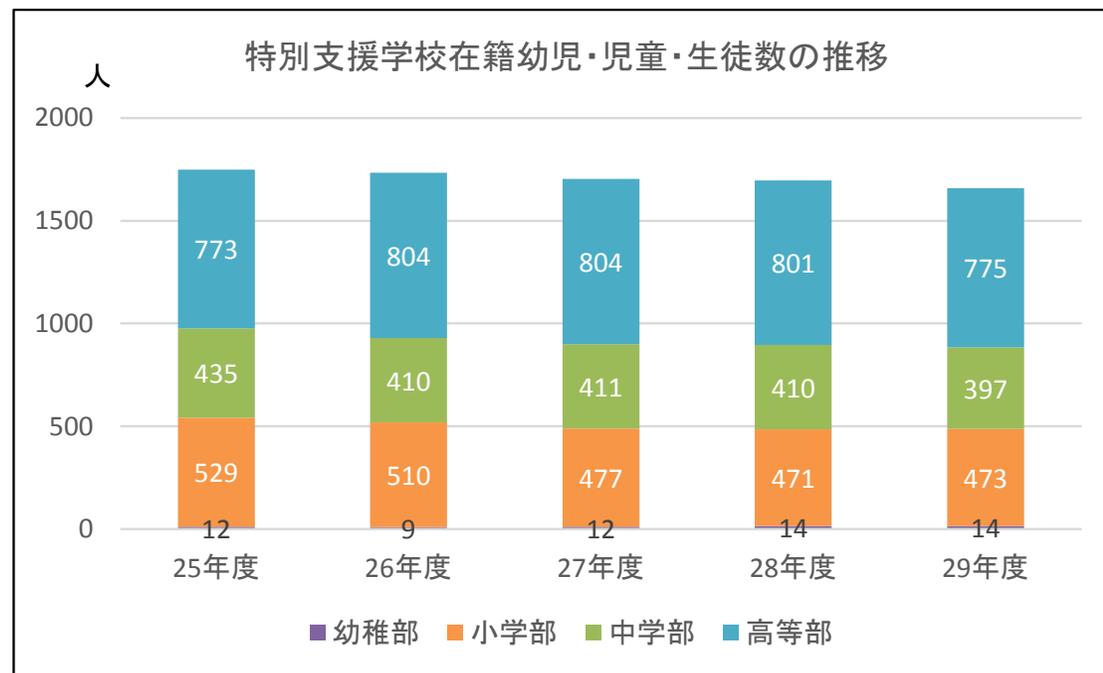
■ 新規求職申込件数、就職件数は増加傾向

■ 新規求職申込者の約6割が就職

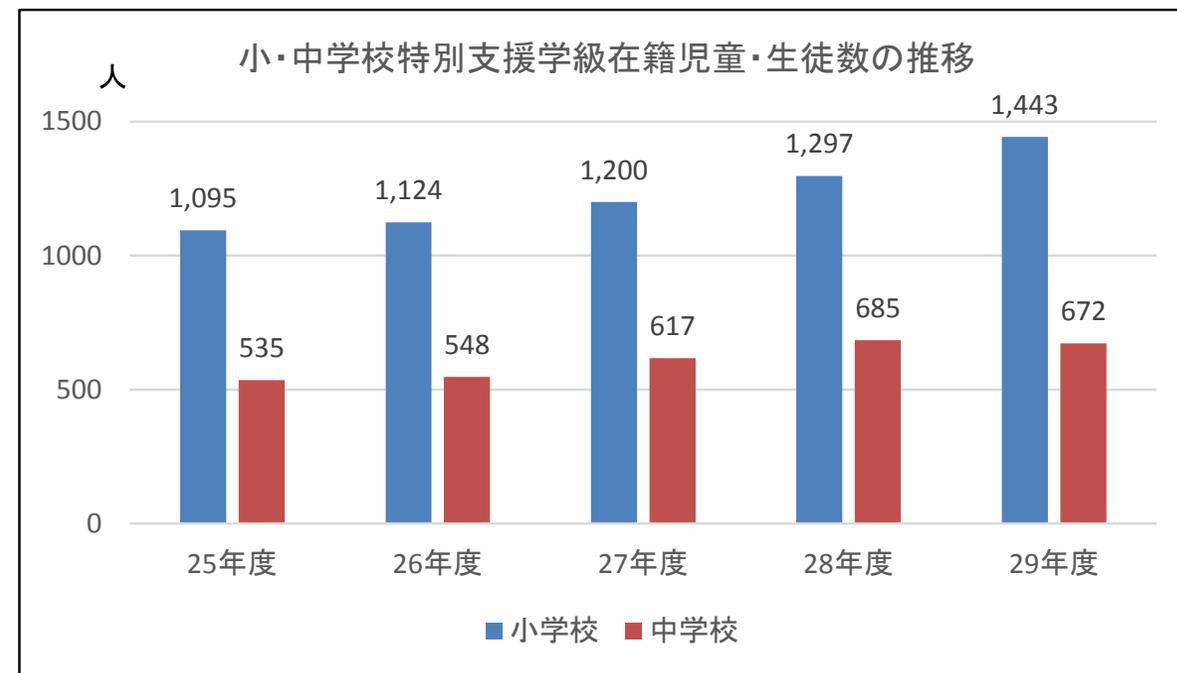
## 2 青森県の障害福祉の現状

### (4) 特別支援教育の状況

#### ① 特別支援学校等の在籍者数



(県教育庁)



- 特別支援学校の在籍者数は、減少傾向
- 小・中学校の特別支援学級の在籍者数は増加傾向

## 2 青森県の障害福祉の現状

### (5) 現状と課題

#### ① 本県の現状

- 県内の障害者の数(手帳交付数)

→増加傾向

特に、身体障害の内部障害、知的障害、精神障害で増加

- 障害福祉サービスの量

→増加傾向のもの 訪問系サービス、就労継続支援(A型・B型)、共同生活援助、  
児童発達支援、放課後等デイサービス

→あまり変化していないもの 施設入所支援

→減少傾向のもの 就労移行支援

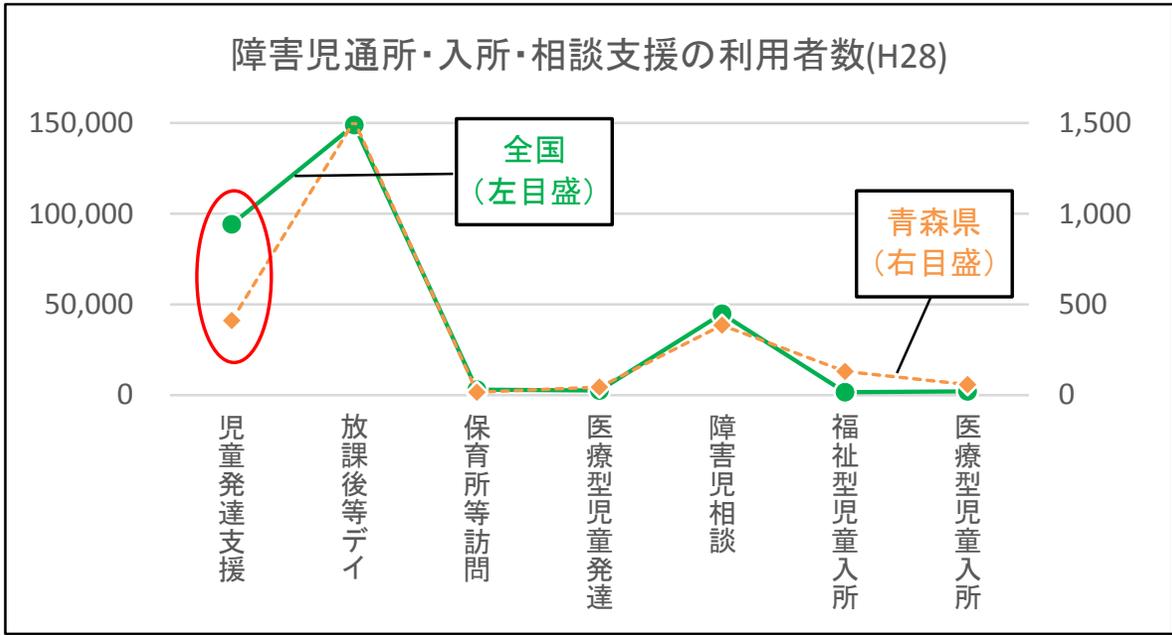
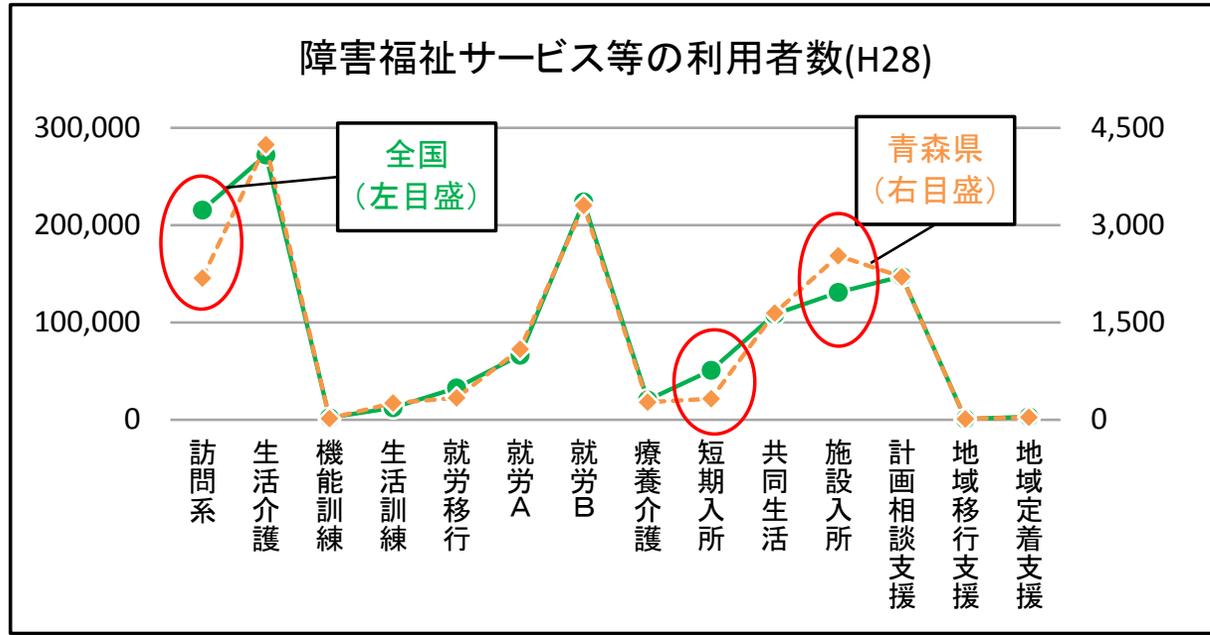
- 障害者の就職件数

→増加傾向(新規申込者の約6割が就職、特別支援学校高等部卒業生の就職)

## 2 青森県の障害福祉の現状

### (5) 現状と課題

#### ② 本県の課題



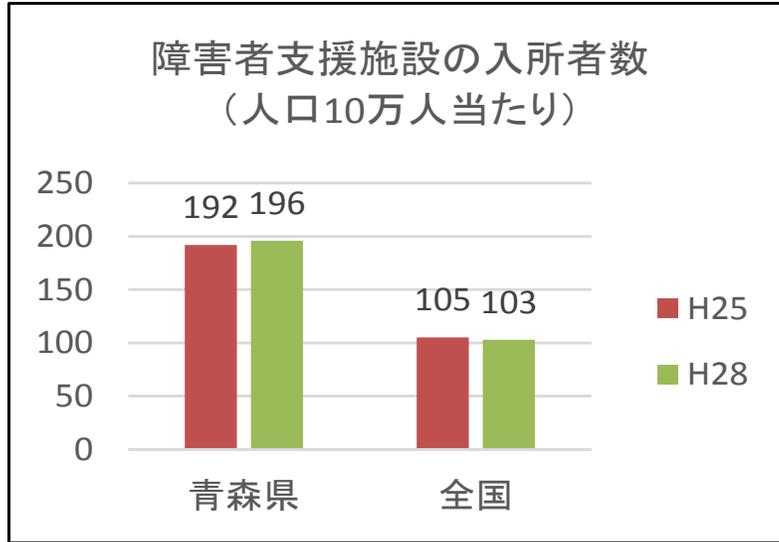
(県障害福祉課) ※国保連データ(H29. 3)等より

- 障害福祉サービスの利用は、全国平均に比べ、訪問系サービス、短期入所事業が利用者が少なく、施設入所支援事業の利用者が多い
- 障害児通所支援等の利用は、全国平均に比べ、児童発達支援事業の利用者が少ない

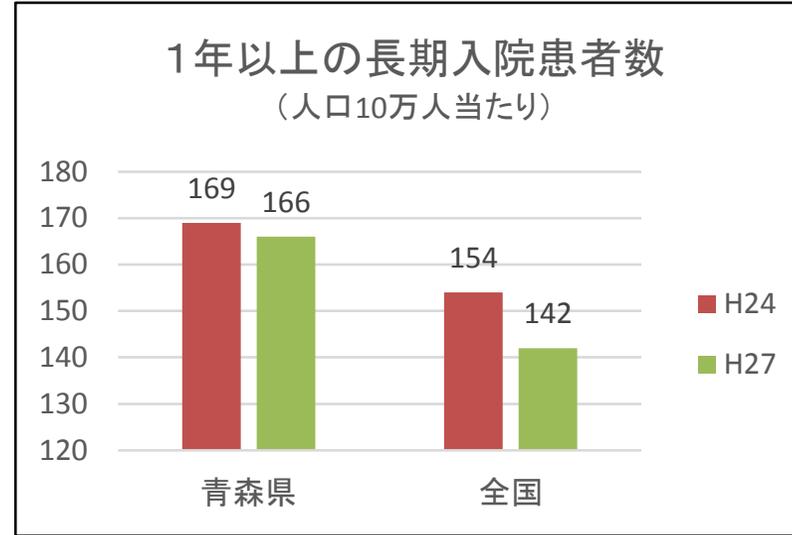
## 2 青森県の障害福祉の現状

### (5) 現状と課題

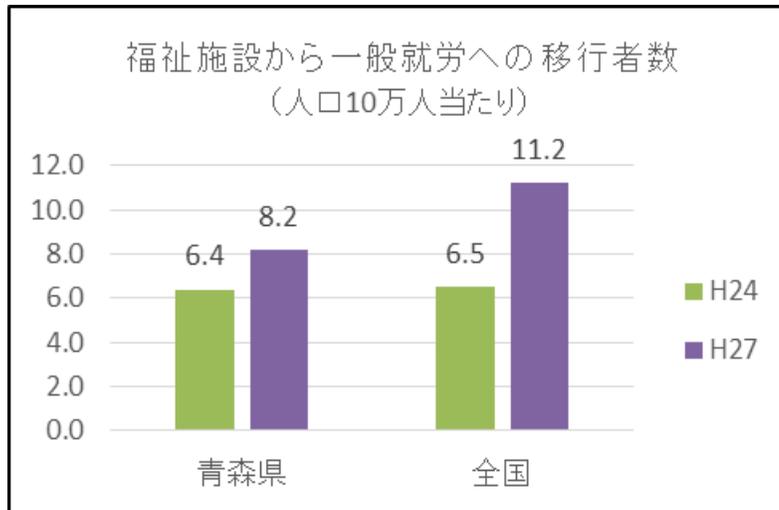
#### ② 本県の課題



(国保連データ等)



(630調査)



(厚生労働省資料等より)

- 人口10万人当たりの施設入所者数は全国平均より大幅に多い状況
- 人口10万人当たりの精神科病院の1年以上の長期入院患者は全国平均より多い状況
- 人口10万人に当たりの福祉施設からの一般就労への移行者数は、全国平均より少ない状況

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

- I 地域生活支援拠点等の整備
- II 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- III 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- IV 福祉施設から一般就労への移行等
- V 障害児支援の提供体制の整備等

◆上記5つは、いずれも国が定める「基本指針」に則したもの

…次のページで具体的な成果目標を設定

# 計画の体系図

## 基本理念

障害者が、住み慣れた地域で、その人らしく自立して、安心して生活を送ることができる青森県をめざします

## 基本的目標

## 成果目標

## 主な推進方策

① 障害者がその人らしく自立できるようにニーズに合った障害福祉サービスの充実

### 地域生活支援拠点等の整備

- ・整備箇所数 各圏域に少なくとも一つを整備（6市町村）【H32】

拠点等整備に関する研修会等の開催による市町村支援

② 障害者支援施設及び精神科病院から住み慣れた地域への移行の推進

### 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・地域生活への移行者数 238人【H29～32】
- ・施設入所者数 2,470人【H32】

グループホームの整備推進による居住の場の確保

地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助事業の活用促進

③ 障害者が自立し安心して生活を送るため福祉施設から一般就労への移行の推進

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 全ての圏域、市町村に設置【H32】
- ・1年以上の長期入院患者数 1,652人【H32】  
(65歳以上1,076人、65歳未満576人)
- ・早期退院率 入院後3か月時点 69%【H32】  
入院後6か月時点 84%【H32】  
入院後1年時点 90%【H32】

県民の障害者に対する理解促進

地域生活を支援する訪問系サービスなどの充実

病院従事者等を対象とした地域移行に係る研修の実施

保健、医療、福祉関係者の連携による退院支援

精神障害者に対する適切な通院とデイケアの利用促進

④ 障害のある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられる障害児支援の提供体制の整備

### 福祉施設から一般就労への移行

- ・福祉施設から一般就労への移行者数 188人【H32】
- ・就労移行支援事業利用者数 418人【H32】
- ・就労移行率3割以上の事業所 全体の5割【H32】
- ・就労定着支援事業の職場定着率 8割【H32】

障害者雇用の理解促進による障害者の雇用促進

障害者の就労訓練等を行う専門機関の利用促進

特別支援学校卒業者に対する就労移行支援事業の利用促進

⑤ 障害者が安心して生活を送るための相談支援体制の充実と専門性の高い人材の確保

### 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置 40市町村【H32】
- ・保育所等訪問支援の利用体制構築 40市町村【H32】
- ・重症心身障害児支援の児童発達支援事業所等の確保 40市町村【H32】
- ・医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置 県及び全ての圏域、市町村に設置【H30】

身近な地域で支援が受けられる障害児通所支援等の整備推進

児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の充実

関係機関の連携による医療的ケア児に対する支援体制の推進

医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの養成

※圏域への設置は、H30末まで2圏域、H32末まで6圏域

相談支援専門員等の専門性の高い人材の養成研修

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

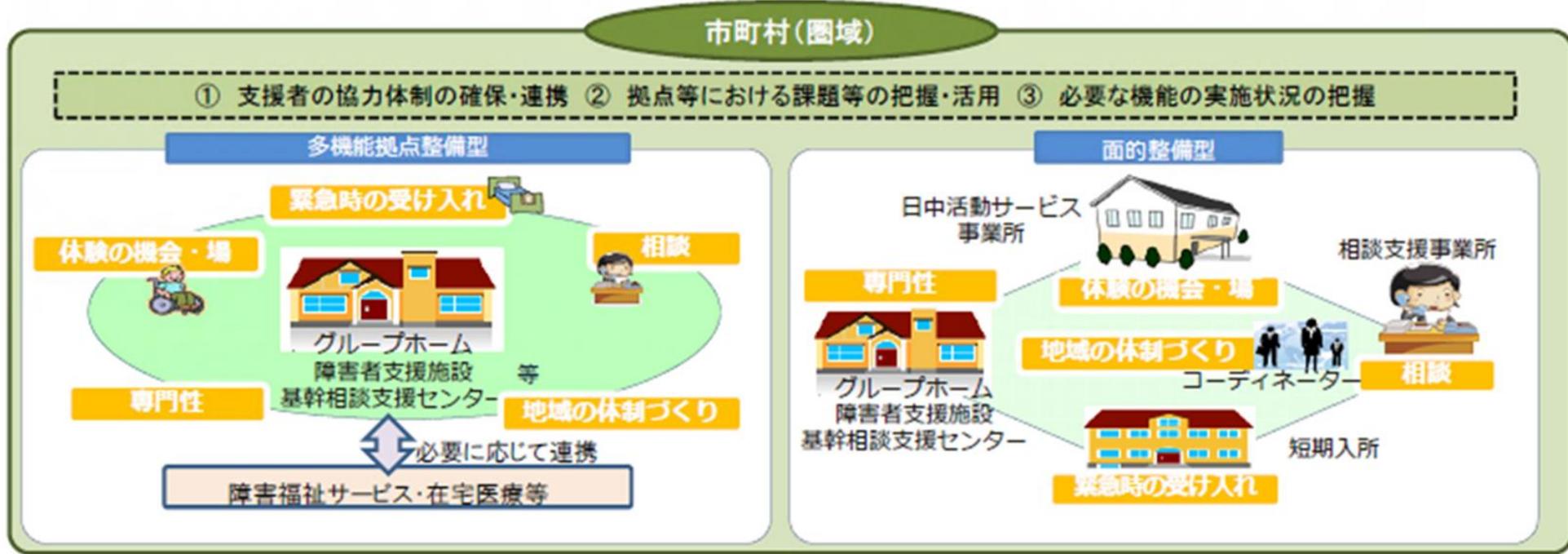
**地域生活支援拠点等とは**  
 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築《拠点の機能》

- ・相談（地域生活への移行、親元からの自立に係る相談）
- ・体験の機会及び場（一人暮らし、グループホームへの入居体験）
- ・緊急時の対応（ショートステイの利便性・緊急時の受入体制の確保）
- ・専門性（人材の確保・養成・連携等による専門性の確保）
- ・地域の体制づくり（コーディネーター配置等）

## I 地域生活支援拠点等の整備

《成果目標》

**【国の基本指針】**  
 平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備



※グループホーム等に機能を付加する多機能拠点型のほか、地域の複数の機関が分担して機能を担う面的整備型など、各市町村が地域の実情に応じて整備

バックアップ  
 都道府県

- ・整備、運営に関する研修会等の開催
- ・管内市町村の好事例(優良事例)の紹介
- ・現状や課題等を把握、共有

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

## I 地域生活支援拠点等の整備

### 本県の現状

○地域生活支援拠点等の整備状況(厚生労働省調査)

本県整備数(平成29年4月時点)	
整備済	0市町村
H29整備予定	0市町村
H30整備予定	1市
未定	39市町村

全国整備数(平成29年4月時点)		
整備済	37市町村	9圏域
H29年9月末までに整備予定	5市町村	2圏域
H29年度末までに整備予定	75市町村	32圏域
H30整備予定	64市町村	11圏域
未定	1,025市町村	87圏域

全国整備類型(平成29年4月時点)		
多機能拠点型	25市町村	4圏域
面的整備型	283市町村	85圏域
多機能型+面的型	45市町村	3圏域
未定	853市町村	49圏域

■県内で地域生活支援拠点等の整備済の市町村はない状況

### 市町村の意見(ヒアリングより)

- 平成29年度中または平成30年度以降の整備に向け、法人の意向を確認しながら検討を行っている。(市)
- 第5期計画策定に向けた法人アンケートで、整備に関心を示している法人がある。(市)
- すべての障害への対応や、相談等の長時間の対応など、実施に向けて課題がある。(複数の市)
- 町村内に障害福祉サービス事業所がない、または少ないため、独自での設置は困難。市部を中心とした圏域での整備が現実的。(多数の町村)
- 将来的には、近隣の市町村も含めた体制の整備も考えられるが、まずは市単独で設置し、その後近隣市町村と経費面も含め協議。(市)

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

#### I 地域生活支援拠点等の整備

##### 《成果目標(案)》

- 地域生活支援拠点等の整備に係る成果目標について、国の基本指針や県内の整備状況、市町村ヒアリングの内容等を踏まえ、第4期計画の成果目標を維持する。

平成32年度末までに各圏域に少なくとも1つを整備

##### 《推進方策》

- 1 管内市町村の好事例(優良事例)を紹介する研修会等を開催し、市町村の整備を支援
- 2 各市町村の現状や課題等を把握し共有するなど、後方的かつ継続的な市町村支援
- 3 拠点等整備に必要なグループホームや短期入所事業所などの整備支援
- 4 地域生活支援事業等の活用による拠点等整備に必要なコーディネーター等の人材の確保
- 5 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行う人材の確保・養成

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

## II 福祉施設の入所者の地域生活への移行

### 《成果目標》

#### 【国の基本指針】

- ① 平成32年度までに平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行
- ② 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減

※第4期計画未達成割合を第5期計画の目標値に加えた割合以上を目標値とする

### 本県の現状①

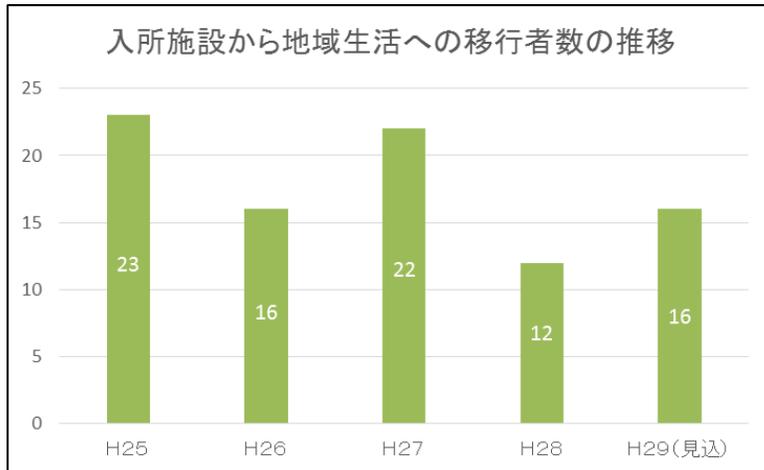
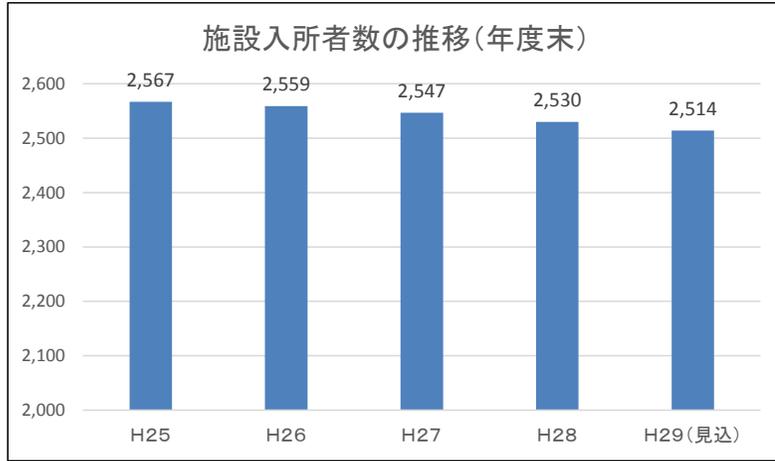
#### 第4期計画の実績等

成果目標	H29 (目標)	H27	H28 (現状)	H29 (見込)	達成状況
地域生活への移行者(人)	359	22	12	16	H26(16人)～H29で66人が地域移行(見込) 目標はH25入所者(2,567人)の14%(達成2.6%、未達成11.4%)
施設入所者数(人)	2,464 (△103)	2,547	2,530	2,514	H25末から△53人(見込) 目標はH25入所者(2,567人)の4%削減(達成2.1%、未達成1.9%)

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

## II 福祉施設の入所者の地域生活への移行

### 本県の現状②



地域生活移行状況調査(青森県)

### 施設入所者の支援区分の割合

○第4期計画策定時



○平成28年度末



(国保連データ等)

- 施設入所者数は過去5年間で82人(年平均16.4人、年0.6%)減少
- 地域生活への移行者は、5年間で89人(年平均17.8人、年0.7%)が移行
- 施設入所者は重度化が進んでいるが、全国に比べると軽度の割合が高い

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

## II 福祉施設の入所者の地域生活への移行

### 本県の現状③

#### 障害者支援施設の入所者の状況

○第4期計画策定時

【平成26年4月1日】

	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
65歳以上	34	102	81	112	196
50～64歳	87	190	219	210	292
40～49歳	42	78	120	123	182
30～39歳	30	51	68	96	122
29歳以下	33	20	48	46	66

網掛け部分 14.0%(370人)

○平成28年度末

【平成29年3月31日】

	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
65歳以上	13	55	119	143	231
50～64歳	31	100	184	237	367
40～49歳	20	35	104	114	256
30～39歳	7	31	70	84	140
29歳以下	5	4	40	52	88

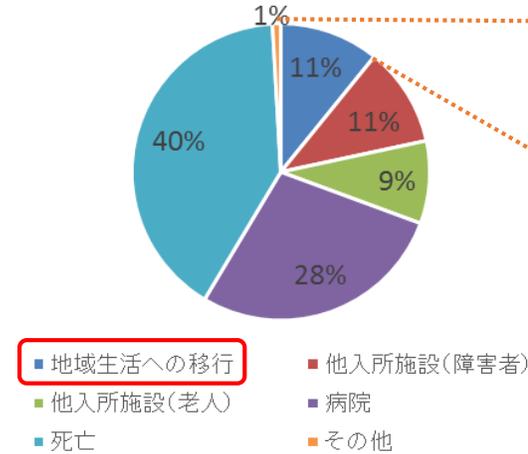
網掛け部分 8.4%(212人)

(県障害福祉課)

■障害支援区分や年齢から、地域移行の主な対象と考えられる人数は、14%から8%程度に減少

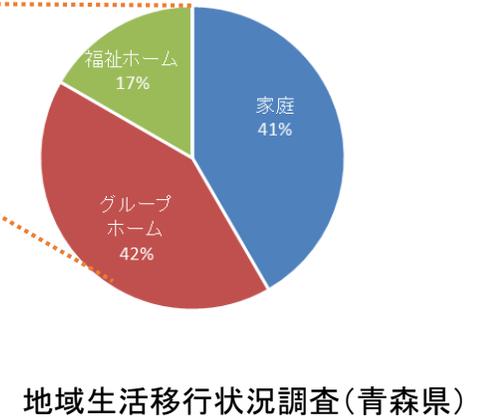
#### 施設入所者の退所後の居住の場

H28年度中



#### 地域移行した者の居住の場

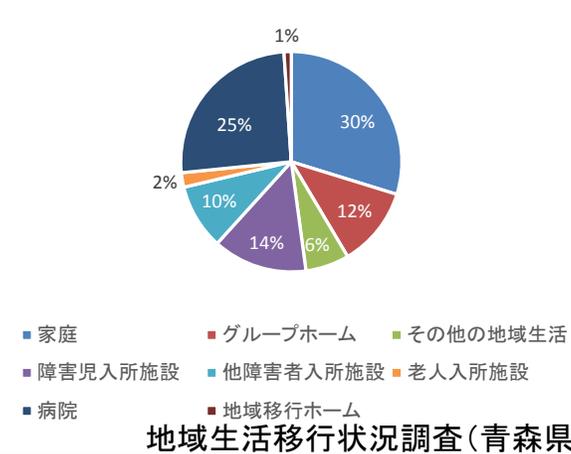
H28年度中



地域生活移行状況調査(青森県)

#### 新たな入所者の入所前の居住の場

H28年度中



地域生活移行状況調査(青森県)

- 地域生活へ移行した障害者の居住の場は、それぞれ約4割が家庭とグループホーム
- 新たに施設に入所した障害者の入所前の居住の場は、1/2が家庭やグループホームなどの地域生活から、1/4が病院から、障害児入所施設からも14%

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

#### Ⅱ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 市町村の意見(ヒアリングより)

- 施設入所者の高齢化、重度化により、第4期計画の目標達成は難しい状況。第5期計画も指針どおりと考えているが実際はかなり困難。(多数市町村)
- GHIに空きがない。また、GHIは新設されるが、設置される段階で既に利用者が決まっている。(市)
- 施設入所者は重度の方が多く、地域生活が難しいため入所している状況。(市)
- 重度の方の待機者がいるため、入所者数の削減は理解が得られない。(市)
- 入所施設で空きができて、すぐ新たな入所者があり、入所者数は減らない。(市)

#### 《成果目標(案)1》

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る成果目標について、国の基本指針や本県の施設入所者の状況(施設入所者数の推移や、高齢化、重度化が進んでいること、地域生活の主な対象となる人数)、市町村ヒアリングの内容等を踏まえ、下記のとおり設定する。

#### ① 平成32年度までに平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行

平成28年度末時点の施設入所者数 **2,530人**

$2,530人 \times 9\% = 228人 \rightarrow 238人$  (市町村ヒアを踏まえ設定)

(H32年度末までに地域生活に移行する人数)

内訳: **238人** (95人(4割)はグループホーム、143人は在宅等を見込む)



他からの新規入所

地域(家庭やグループホーム)へ移行  
H29~H32で228人

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

#### Ⅱ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

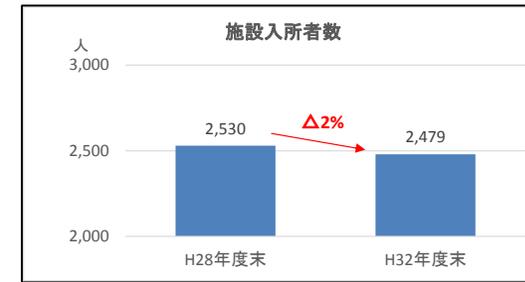
## 《成果目標(案)2》

### ② 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点から**2%以上削減**

$$2,530人 \times 98\% = 2,479人$$

→ 2,470人(市町村ヒアを踏まえ設定)  
【60人の削減】

(H32年度末時点の施設入所者数)



※本県の施設入所者の状況等を踏まえ、①、②は第4期末達成分を含めず、国の基本指針の目標値で設定

## 《推進方策》

- 1 グループホームの整備促進(計画期間中に95人分)等による居住の場の確保
- 2 地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助事業の活用促進
- 3 地域生活支援拠点等の整備促進
- 4 県民の障害者に対する理解促進
- 5 退所後の地域生活を支援する訪問系サービスや短期入所などの障害福祉サービスの充実

3 第5期計画の成果目標と推進方策

Ⅲ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《成果目標》

【国の基本指針】

- ① 平成32年度末までに全ての圏域ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
- ② 平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置  
(市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない)
- ③ 平成32年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定  
※国の示す数式により算定
- ④ 平成32年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を84%以上、入院後1年時点の退院率を90%以上

本県の現状①

【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況】

	設置状況	備考
県	6圏域に設置(保健所ごと)	地域生活支援広域調整会議を開催
市町村	13市町村で設置	自立支援協議会等の既存の会議体を活用

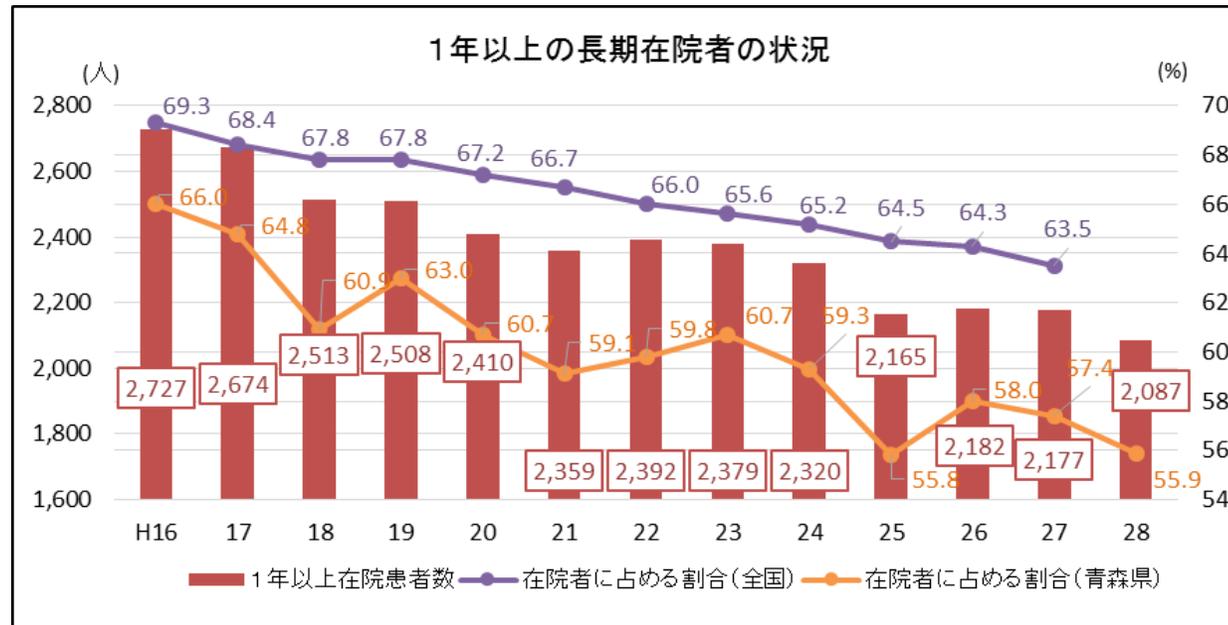
(県障害福祉課)

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

#### Ⅲ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

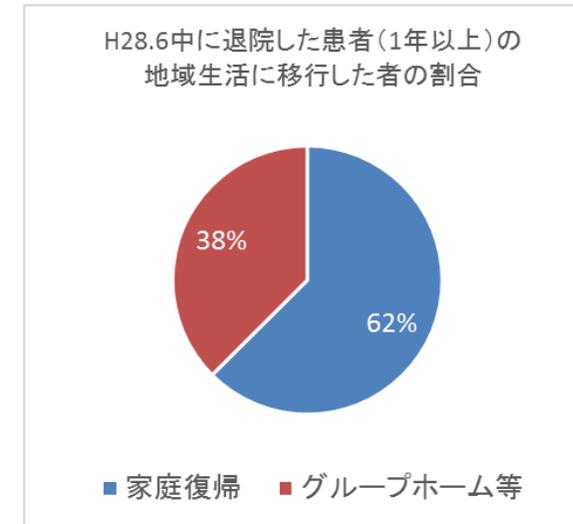
##### 本県の現状②

##### 【1年以上の長期入院患者数の推移】



(630調査)

##### 精神科病院の退院患者の移行先 (青森県)



(630調査)

##### 【参考】国の数式による1年以上の長期入院患者数の見込

	H26実績	H32見込	減少率
1年以上長期入院患者数	1,979人	1,537~1,652人	1,652人の場合年2.8%、1,537人の場合年3.7%
(うち65歳未満)	825人	527~576人	
(うち65歳以上)	1,154人	1,010~1,076人	

NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)により国の数式で算出

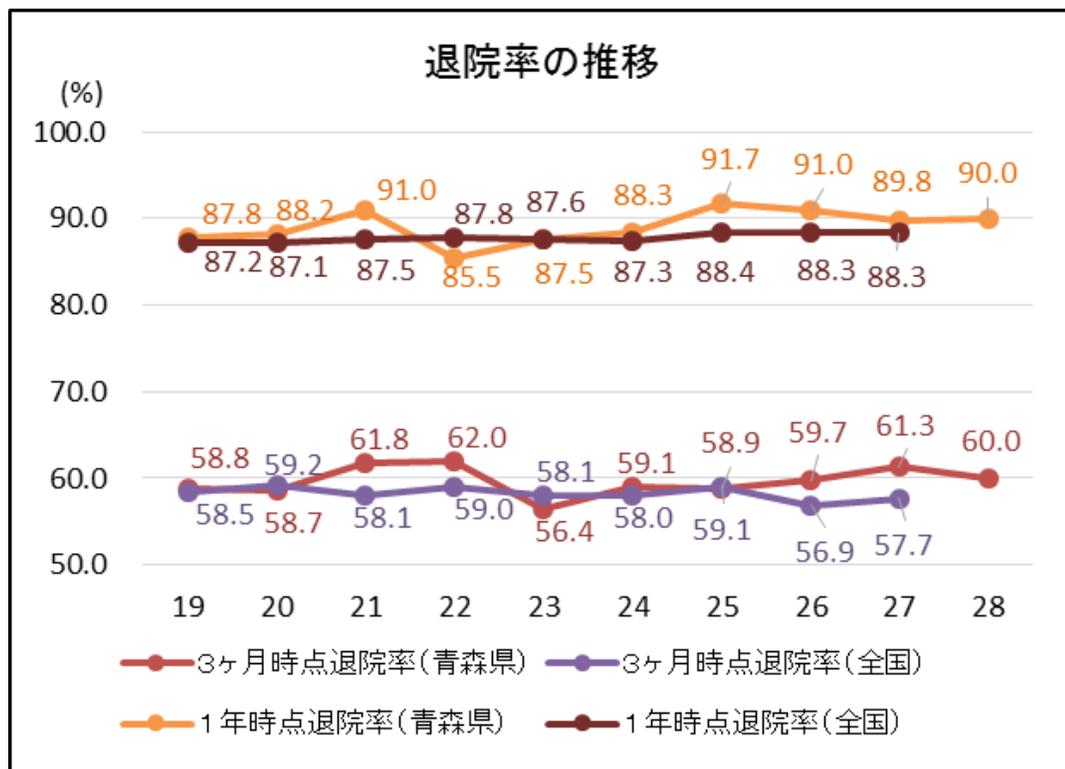
- 1年以上の長期入院患者数は過去5年間で292人(年平均58.4人、年2.5%)減少
- 国の数式により算出すると、1年以上の長期入院患者数は年2.8~3.7%の減少
- 1年以上の長期入院の退院患者のうち、地域生活へ移行した者の約2/3が家庭へ、約1/3がグループホーム等へ

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

#### Ⅲ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 本県の現状③

##### 【精神病床における退院率の推移】



(630調査)

##### ONDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)による退院率

	H26実績(青森県)
入院後3か月時点	68%
入院後6か月時点	84%
入院後1年時点	91%

■精神病床における退院率は、630調査では、3か月時点が60%程度、1年時点が90%程度で推移

■NDBによる平成26年の退院率は、3か月時点が68%、6か月時点が84%、1年時点が91%となっている

■退院率について、今後はNDBにより評価

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

## Ⅲ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 市町村の意見(ヒアリングより)

➤ 町村部には精神科病院がなく、協議の場の設置については、医療関係者の確保が難しいため、市を中心とした設置が望ましい。(多数の町村)

### 《成果目標(案)1》

□ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る成果目標について、国の基本指針や本県の精神科病院の状況(長期入院患者数の推移や退院率)、市町村ヒアリングの内容等を踏まえ、下記のとおり設定する。

- ① 平成32年度末までに**全ての圏域ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置**
- ② 平成32年度末までに**全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置**  
(市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置可)
- ③ 平成32年度末の精神病床における**1年以上の長期入院患者数を1,652人(65歳以上は1,076人、65歳未満は576人)** ※ 国の数式に基づき算出

※これに伴い、平成32年度までに精神病床から1年以上の長期入院患者の**地域生活への**

**移行者数は336人**(65歳以上191人、65歳未満145人)

→**地域移行者336人**(高齢者(介護サービスへ)191人、グループホームへ48人(1/3)、在宅へ97人)

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

#### Ⅲ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 《成果目標(案)2》

- ④ 平成32年度における入院後3か月時点の退院率を69%、入院後6か月時点の退院率を84%、入院後1年時点の退院率を90%

※①～④は、国の基本指針の目標値で設定

##### 《推進方策》

- 1 病院従事者及び精神保健福祉担当者を対象とした地域移行に係る研修の実施
- 2 保健・医療・福祉関係者の重層的な連携による各地域の実情に即した退院支援
- 3 病院内の退院支援委員会等の有効活用
- 4 グループホームの整備促進(計画期間中に48人分)等による居住の場の確保
- 5 地域生活支援拠点の整備
- 6 地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助事業の活用促進
- 7 適切な通院とデイケアの利用促進
- 8 県民の障害者に対する理解促進
- 9 退院後の地域生活を支援する訪問系サービスや短期入所などの障害福祉サービスの充実

## IV 福祉施設から一般就労への移行等

### 《成果目標》

#### ※福祉施設とは

- ・生活介護事業所
- ・自立訓練事業所
- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援(A型・B型)事業所

### 【国の基本指針】

- ① 平成32年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上
- ② 平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の2割以上増加
- ③ 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
- ④ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上

※①一般就労への移行者及び②就労移行支援事業の利用者数については、第4期計画未達成割合を第5期計画の目標値に加えた割合以上を目標値とする

### 本県の現状①

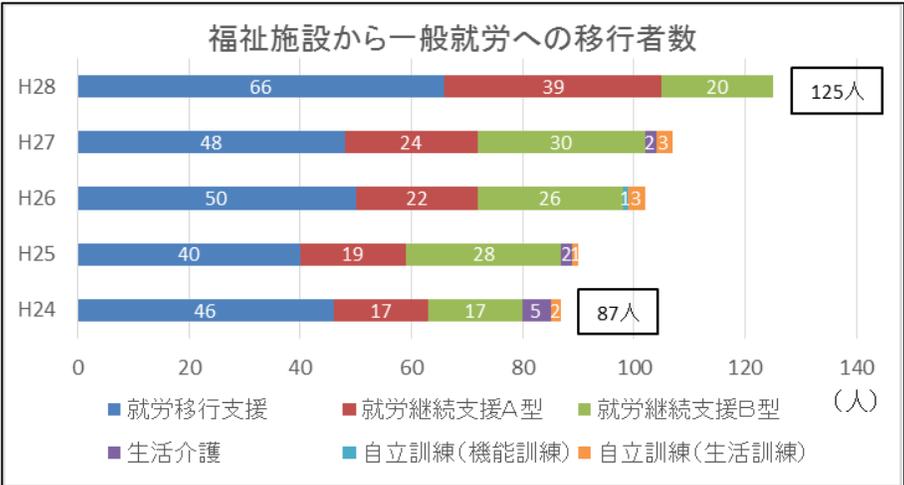
#### 第4期計画の実績等

成果目標	H29 (目標)	H27	H28 (現状)	H29 (見込)	達成状況
福祉施設から一般就労への移行者数(人)	174	107	125	130	目標はH24実績87人の2倍(達成1.5倍、未達成0.5倍)
就労移行支援事業利用者数(人)	654	360	338	283	目標はH25実績409人の6割増加(達成0割、未達成6割)

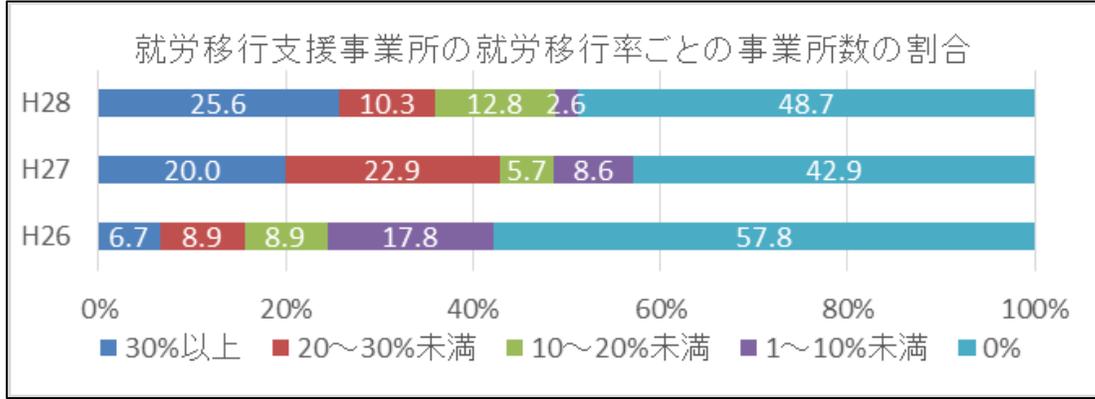
### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

## IV 福祉施設から一般就労への移行等

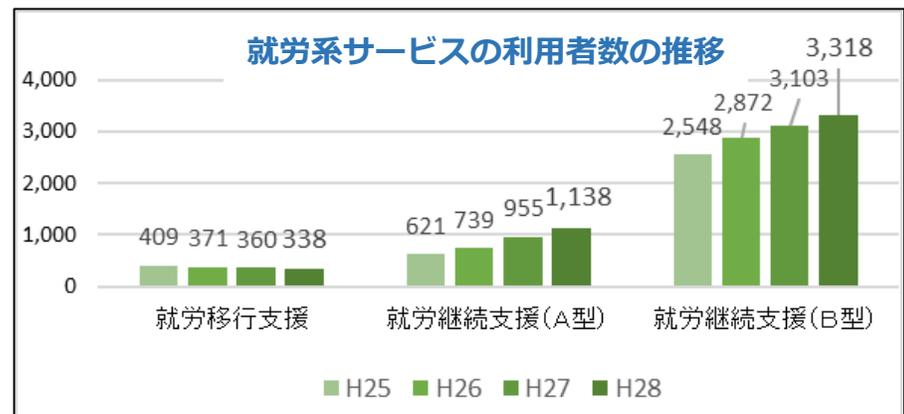
### 本県の現状②



就労移行調査(青森県)



就労移行調査(青森県)



(県障害福祉課)

### 障害者の職場定着率の状況

○福祉施設からの一般就労への移行者

	6か月後定着率	1年後定着率
平成28年度	84.1%	77.9%

(県障害福祉課)

○障害者就業・生活支援センターからの就職者

	6か月後定着率	1年後定着率
平成28年度	89.2%	86.1%
平成27年度	90.0%	82.8%
平成26年度	90.2%	86.0%

(青森労働局)

- 福祉施設からの一般就労への移行者は増加傾向(年10.9%の増加率)
- 就労移行支援事業の利用者は減少傾向
- 就労移行支援事業所の就労移行率30%以上の事業所は増加傾向
- 障害者の1年後の職場定着率は80%程度

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

## IV 福祉施設から一般就労への移行等

### 市町村の意見(ヒアリングより)

- 一般就労への移行者数及び就労移行支援事業の利用者数は、第4期計画の目標達成は難しい。第5期計画の目標についても現状から達成は難しい(多数の市町村)
- 就労移行支援事業は、利用期間が原則2年で、一般就労が困難で就労継続支援(B型)への転所者が多く、利用者の確保が難しい。利用者が減少し、事業所も減っている。(市)
- 就労移行支援事業は賃金がもらえないため、就労継続支援(A型)を希望する障害者が多い。(市)

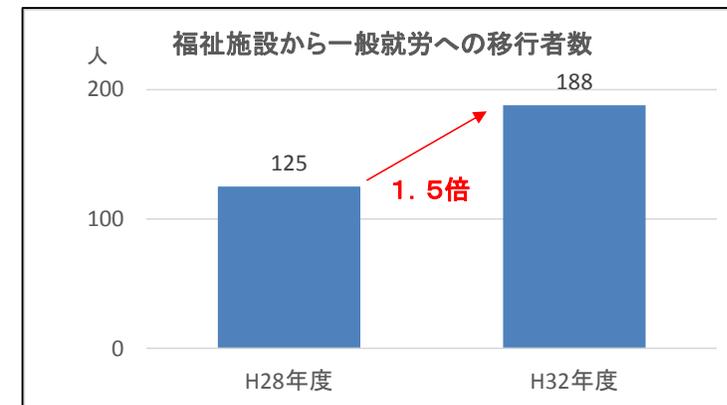
### 《成果目標(案)1》

- 福祉施設からの一般就労への移行等に係る成果目標について、国の基本指針、本県の一般就労への移行者数や就労移行支援事業の利用者数の推移、市町村ヒアリングの内容等を踏まえ、下記のとおり設定する。

#### ① 平成32年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上

平成28年度の移行者数 125人

$$125人 \times 1.5 = 188人(市町村ヒアを踏まえ設定)$$



### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

#### IV 福祉施設から一般就労への移行等

##### 《成果目標(案)2》

- ② 平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の2割増加  
平成28年度末における利用者数 338人  
 $338人 \times 1.2 = 406人 \rightarrow 418人$  (市町村ヒアを踏まえ設定)
- ③ 平成32年度の就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割
- ④ 平成32年度の就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割

※本県の一般就労への移行状況等を踏まえ、①、②は第4期末達成分を含めず、①～④は国の基本指針の目標値で設定

##### 《推進方策》

- 1 障害者雇用の理解促進による障害者の雇用促進
- 2 農業分野での障害者就労の拡大・持続
- 3 障害福祉サービス等報酬改定の周知等による就労移行率の向上
- 4 障害者の就労訓練等を行う専門機関の利用促進
- 5 障害者就業・生活支援センターによる職業生活の自立支援
- 6 特別支援学校高等部卒業予定者に対する就労移行支援事業の利用促進

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

#### 《成果目標》

## V 障害児支援の提供体制の整備等

### 【国の基本指針】

- ① 平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置  
(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない)
- ② 平成32年度末までに全ての市町村において各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターなどが実施する保育所等訪問支援が利用できる体制を構築
- ③ 平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保  
(市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない)
- ④ 平成30年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置  
(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない)

### 本県の現状①

#### 児童発達支援センターの事業所指定状況（8事業所）

圏域	事業所数	事業所の所在市町村
青森	2	青森市②
津軽	3	弘前市②、黒石市①
八戸	3	八戸市③

(県障害福祉課)

#### 保育所等訪問支援の事業所指定状況（11事業所）

圏域	事業所数	事業所の所在市町村
青森	1	青森市①
津軽	3	弘前市②、黒石市①
八戸	5	八戸市④、階上町①
西北五	1	五所川原市①
上十三	1	十和田市①

■児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の事業所は、主に市部にあるが、全圏域に配置されていない

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

## V 障害児支援の提供体制の整備等

### 本県の現状②

#### 主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所

##### ○児童発達支援（4事業所）

圏域	事業所数	事業所の所在市町村
青森	2	青森市②
八戸	1	八戸市①
上十三	1	三沢市①

##### ○放課後等デイサービス（6事業所）

圏域	事業所数	事業所の所在市町村
青森	2	青森市②
津軽	1	黒石市①
八戸	2	八戸市①、階上町①
上十三	1	十和田市①

※重症心身障害児に対して支援を行う場合の単価を加算している事業所

（県障害福祉課）

#### 医療的ケア児支援のための協議の場の設置状況

	設置状況	備考
県	未設置	H28情報交換会を開催
圏域	未設置	
市町村	未設置	

（県障害福祉課）

#### 医療的ケア児の状況（在宅）

居住市町村数	人数
20市町村	142人

※平成28年10月～12月までの実態調査

（県障害福祉課）

- 主に重症心身障害児の発達支援を行っている児童発達支援等の事業所は、主に市部にあるが、全圏域に配置されていない
- 医療的ケア児支援のための協議の場については、県、圏域、市町村ともに設置されていない

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

## V 障害児支援の提供体制の整備等

### 市町村の意見(ヒアリングより)

- 児童発達支援センターの設置を検討している法人がある。保育所等訪問支援や重症心身障害児への支援などについても働きかけていきたい。(下北圏域、上十三圏域)
- 障害児支援に実績にある事業所に対して、児童発達支援センターの設置などについて働きかけていきたい。(西北五圏域)
- 町村部には事業所がない、または少ないこと、また、対象児童がいない、または少なく、今後も少子化が進むため、単独での事業所の確保は困難である。近隣の市部にある事業所の利用が現実的である。(多数の町村)
- 医療的ケア児などの受け入れに係る報酬改定が国で議論されており、報酬改定が実施されると事業者が増えることが考えられる。(市)
- 医療的ケア児支援の協議の場について、町村部では小児科がなく、医療関係者の確保が難しいため、単独での設置は難しい。(多数の町村)

## 《成果目標(案)1》

- 障害児支援の提供体制の整備等に係る成果目標について、国の基本指針や本県の障害児支援に係る事業所の配置状況、市町村ヒアリングの内容等を踏まえ、下記のとおり設定する。
  - ① 平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置  
(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置可)
  - ② 平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援事業を利用できる体制を構築  
(市町村単独での構築が困難な場合には、圏域での構築可)

### 3 第5期計画の成果目標と推進方策

#### V 障害児支援の提供体制の整備等

##### 《成果目標(案)2》

- ③ 平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保  
(市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保可)
- ④ 平成30年度末までに県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置  
(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置可)

※①～④は、国の基本指針の目標値で設定(なお、④の各圏域への協議の場は、平成30年度に試行的に2圏域に設置し、平成32年度末までに全ての圏域への設置を目指す)

##### 《推進方策》

- 1 身近な地域で支援を受けられる障害児通所支援事業所等の整備推進
- 2 児童発達支援センターを地域の中核とした地域支援体制の充実
- 3 重症心身障害児や医療的ケア児を支援する障害児通所支援事業所等の整備推進
- 4 保健、医療、福祉等関係機関の連携による医療的ケア児支援のための体制づくりの推進
- 5 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの養成
- 6 医療的ケアを行うことができる専門的人材の養成・確保

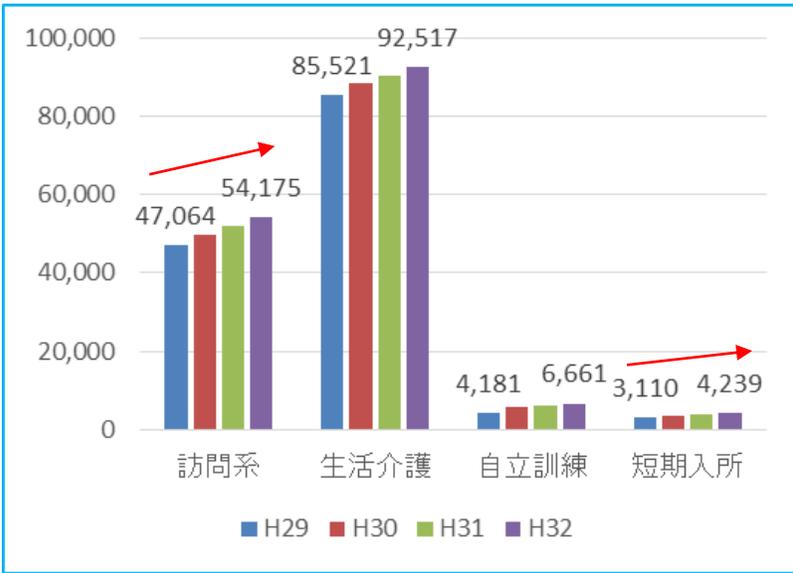
# 4 計画を推進する上での活動指標

## (1) 障害福祉サービスの充実①

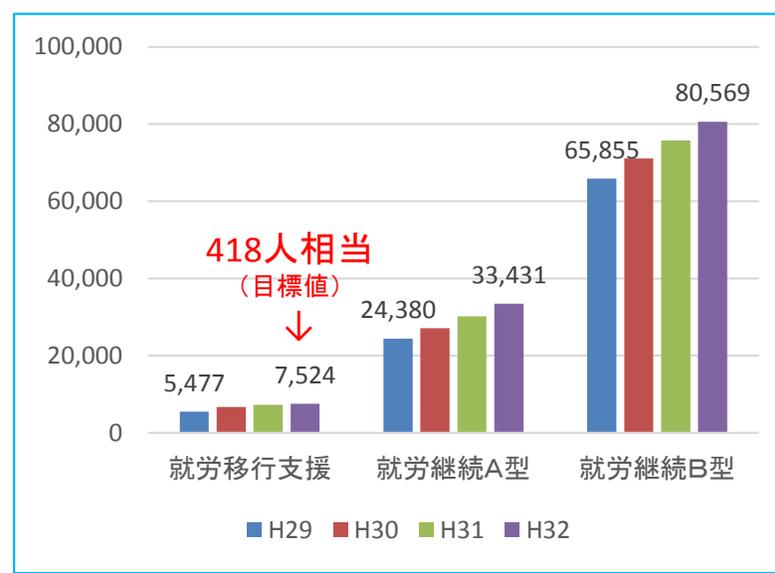
### 《活動指標》

各障害福祉サービスの見込量は、各市町村が現在利用数、過去の伸び率、障害者等のニーズなどを地域の状況を勘案して見込んだ数値を集計

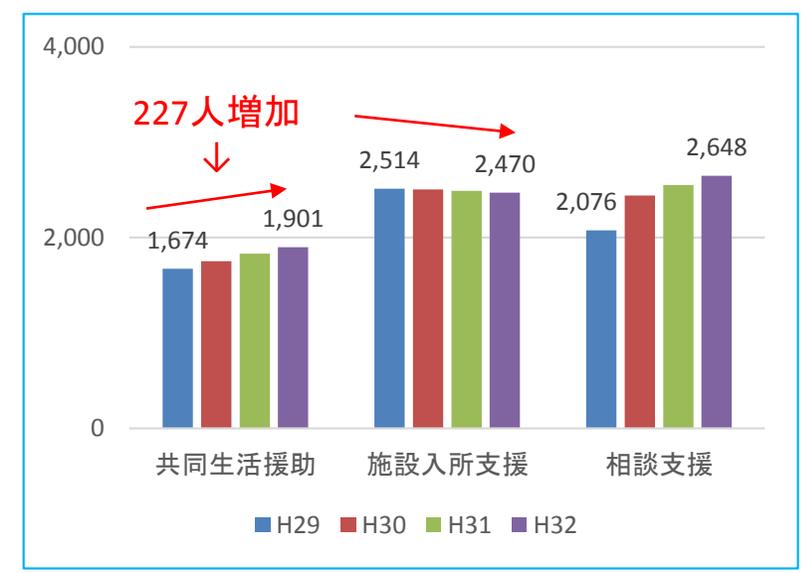
時間(訪問系)、人日(その他)



人日



人



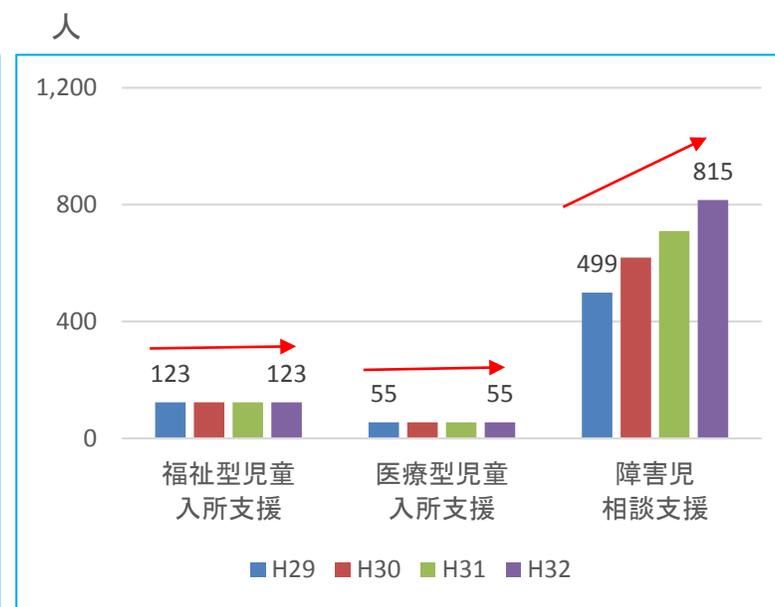
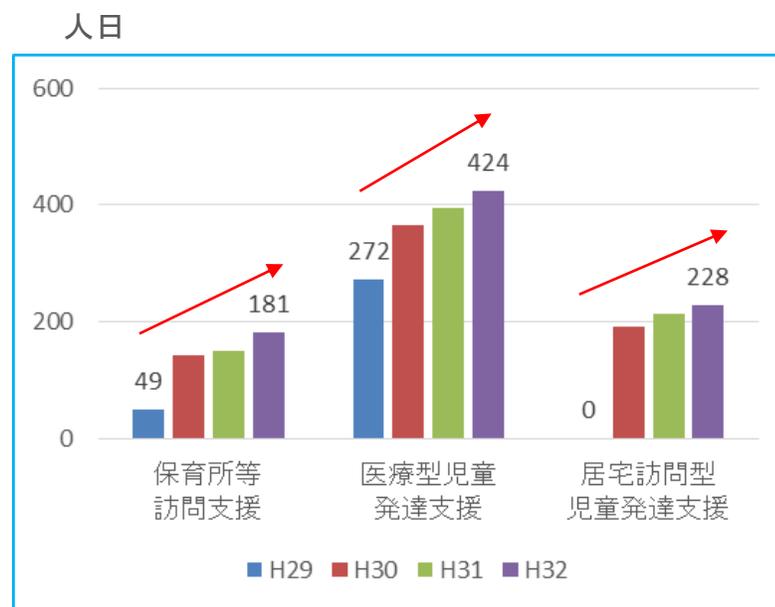
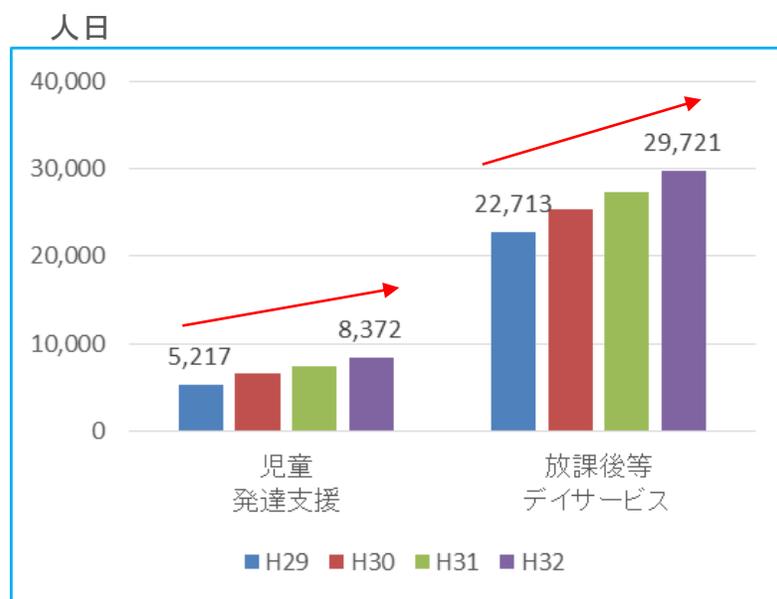
- 地域での生活支援の充実を図るため、訪問系サービスや短期入所サービスの増加を見込む
- 福祉施設から一般就労への移行等の成果目標として、就労移行支援のサービスの増加を見込む
- 地域移行する者の居住の場の確保のため、共同生活援助(GH)は227人の増加を見込む  
(入所施設から95人、精神科病院から48人、その他84人)
- 障害者支援施設からの地域生活への移行を目標としており、施設入所支援(入所者数)は減少を見込む

# 4 計画を推進する上での活動指標

## (1) 障害福祉サービスの充実②

### 《活動指標》

障害児に対するサービスの見込量は、各市町村が現在利用数、過去の伸び率、障害者等のニーズなどを地域の状況を勘案して見込んだ数値を集計



- 児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援は増加を見込む
- 福祉型・医療型児童入所支援は平成29年度と同程度を見込む
- 障害児に対するサービスは増加傾向にあることや、相談支援体制の充実等により障害児相談支援は増加を見込む

## 4 計画を推進する上での活動指標

### (2) 福祉施設から一般就労への移行等

事 項	H32	参 考
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労への移行(移行者数)	188人	125人(H28)
障害者に対する職業訓練の受講(受講者数)	84人	38人(H28)
福祉施設から公共職業安定所への誘導(誘導者数)	調査中	調査中(H28)
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導(誘導者数)	調査中	調査中(H28)
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援(就職者数)	調査中	調査中(H28)

### (3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

事 項	H32	参 考
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置(人数)	60人	0人(H28)

### (4) 発達障害者等に対する支援

事 項	H32	参 考
発達障害者支援地域協議会の開催(開催回数)	1回	1回(H28)
発達障害者支援センターによる相談支援(相談件数)	3,500件	2,800件(H28)
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言(助言件数)	90件	73件(H28)
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発(研修、啓発件数)	160件	115件(H28)

## 4 計画を推進する上での活動指標

### (5) 指定障害者支援施設等の必要定員総数

- 指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、地域移行を推進することとし、入所者数の削減(△2%)をすることを目標としていることから、相当分を削減した数値を必要入所定員総数と見込む。

	H29	H30	△2%	H31	H32
指定障害者支援施設の必要定員総数(人)	2,783	2,765		2,746	2,727

※定員総数には他県委託施設の他県利用者定員を除く。

- 指定障害児入所施設の必要入所定員総数については、障害児入所支援の利用者が近年横ばい傾向にあるとともに、被虐待児を含む入所が必要なケースに適切に対応するため、平成29年度と同数の必要入所定員総数と見込む。

	H29	H30	H31	H32
指定障害児入所支援施設(医療型)の必要定員総数(人)	302	302	302	302
指定障害児入所支援施設(福祉型)の必要定員総数(人)	271	271	271	271

### (6) 就労継続支援(B型)事業所における目標工賃

- 県内の就労継続支援(B型)事業における平均工賃は着実に向上しており、事業所を対象とした調査結果に基づき、次のとおり県内事業所の平均工賃の向上を目指す。

	H28	H32
就労継続支援(B型)事業の工賃(円)	13,369	調査中

# 5 地域生活支援事業等

- 県と市町村が役割分担しながら効果的・効率的に地域生活支援事業等実施
  - 市町村 → 相談支援、意思疎通支援、移動支援など地域の特性や利用者に応じて実施
  - 県 → 市町村の範囲を越える広域的な事業、より専門性の高い人材育成などの取組

## 県が実施する地域生活支援事業等①

事業名		H29	H30	H31	H32	
1. 専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	3	3	3	3
		利用者数	1,800	1,800	1,800	1,800
	高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	拠点箇所数	1	1	1	1
		相談件数	550	560	570	580
	障害児等療育支援事業	実施箇所数	5	5	5	5
		利用者数	1,490	1,490	1,490	1,490
2. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者養成研修事業	修了件数	30	30	30	30
	要約筆記者養成研修事業	修了件数	15	15	15	15
3. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	40	40	40	40
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	18	20	20	20
4. 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	実施件数	45	45	45	45

# 5 地域生活支援事業等

## 県が実施する地域生活支援事業等②

事業名			H29	H30	H31	H32
5. 広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業	配置人数	3	3	3	3
	地域生活支援広域調整会議等事業	開催回数	6	6	6	6
	災害派遣精神医療チーム体制整備事業	開催回数	2	2	2	2
	発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	開催回数	1	1	1	1
6. サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業	実施回数	2	1	2	1
	相談支援従事者研修事業	実施回数	3	3	3	3
	サービス管理責任者研修事業	実施回数	1	1	1	1
	居宅介護従事者等養成研修事業	実施回数	1	1	1	1
	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	実施回数	8	8	8	8
	音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	実施箇所数	1	1	1	1
		受講者数	5	5	5	5
7. 日常生活支援	オストメイト社会適応訓練	実施箇所数	6	6	6	6
		受講者数	400	400	400	400
	音声機能障害者発声訓練	実施箇所数	3	3	3	3
		利用者数	790	790	790	790

# 5 地域生活支援事業等

## 県が実施する地域生活支援事業等③

事業名		H29	H30	H31	H32	
8. 社会参加支援	手話通訳者設置	設置箇所数	2	2	2	2
		設置者数	3	3	3	3
	字幕入り映像ライブラリーの提供	貸出箇所数	1	1	1	1
		利用者数	50	50	50	50
	点字による即時情報ネットワーク	実施箇所数	1	1	1	1
		利用者数	50	50	50	50
	障害者ITサポートセンターの運営	実施箇所数	1	1	1	1
		利用者数	450	450	450	450
	パソコンボランティアの養成	養成人数	1	1	1	1
	障害者社会参加推進センターの運営	箇所数	1	1	1	1
	身体障害者補助犬育成	利用者数	1	1	1	1
	点訳等奉仕員養成	受講者数	31	31	31	31
	スポーツ・レクリエーション教室開催	参加者数	704	700	700	700
	芸術・文化講座開催等	利用者数	360	360	360	360
サービス提供者情報提供等	実施箇所数	1	1	1	1	

# 5 地域生活支援事業等

## 県が実施する地域生活支援事業等④

事業名		H29	H30	H31	H32	
9. 地域生活支援 促進事業	発達障害支援体制整備事業	相談支援件数	600	600	600	600
	障害者虐待防止・権利擁護研修事業	実施回数	3	3	3	3
		受講者数	400	400	400	400
	障害者就業・生活支援センター事業	実施箇所数	6	6	6	6
		利用者数	1,936	2,100	1,680	1,680
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業	修了者数	—	24	24	12
	強度行動障害支援者養成研修	実施回数	2	2	2	2
	手話講習会開催事業	実施回数	50	50	50	50
	精神障害者家族学習交流会・回復者交流会	参加人数	830	830	830	830

■各事業の実施に当たっては、障害者等のニーズを十分に踏まえたうえで、専門性を有する社会福祉法人や団体に委託するなどして実施し、見込量の確保を図る